

Title	賃金変動と就業構造（一）： 賃金最低水準の成立過程と零細自営業主及び家族従業者群の存立条件
Sub Title	The structure of labor force in Japan (1)
Author	尾崎, 巖
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.1 (1960. 1) ,p.24(24)- 63(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19600101-0024
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600101-0024">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600101-0024</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 賃金変動と就業構造 (一)

—賃金最低水準の成立過程と零細自営業主及び家族従業者群の存立条件—

尾崎 巖

- 目次
- I 問題の所在——最下限賃金労働者群と零細業主群の關係——
  - II 非農林業自営業主家計の労働力構造とその変動—観測事実— (i) (ii) (iii) (iv) (v)
  - III 自営業主家計の労働需給機構
  - (i) 仮定の導入
  - (ii) 自営業主の労働力需要
  - (iii) 家族従業者の変動機構(非労働力—家族従業者—雇用労働力化)
  - (iv) 家族従業者と雇用労働力の併用
  - IV 零細業主家計構成員の労働力供給行動図式を確認するための統計的觀察
  - V 最下限賃金水準の形成課程——市場均衡による最下限賃金決定機構とその統計的確認——
  - VI 結語

I 問題の所在  
——最下限賃金労働者群と零細業主群の關係——

(i) わが国就業構造の特異性を、賃金構造との関連において把握することが本分析の主たる目的である。この稿ではとくに、賃金格差の末端に属する雇用労働力群の性格を、零細自営業主群および彼等に就業機会を見つけている家族従業者群の変動との相互交流のうちに見出し、両者の存立条件が賃金格差の最低限界を規定するといふメカニズムを統計的に確認しようとした。

(ii) 周知のごとく、わが国賃金雇用構造に関して、(i)雇用市場における膨大な賃金格差の開き、(ii)賃金分布の偏倚性、(iii)その結果としての低収入多就業状態の慢性的存在、の三点がその特徴としてあげられる。

【第一表】 小零細規模事業所の賃金 (32年7月、きまって支給する給与)

	5 ~ 29 人			1 ~ 4 人		
	計円	通勤円	住込円	計円	通勤円	住込円
調査産業総数	11,173(54.2)	11,825(57.4)	8,116	7,220(35.0)	8,930(43.3)	5,120
鉱業	9,565(42.4)	9,550(42.3)	9,802	9,504(42.1)	9,560(42.4)	5,313
建設業	11,330(68.4)	11,566(69.8)	8,880	8,137(49.1)	10,185(61.4)	4,040
製造業	10,225(51.2)	10,729(53.8)	7,832	7,299(36.6)	8,309(41.6)	5,339
小売業	10,604(56.0)	11,480(60.7)	8,095	6,646(35.1)	8,675(45.8)	4,856
卸売業	15,252(72.5)	16,053(73.0)	11,336	11,834(56.2)	12,255(58.2)	8,688
おのほのほ業	15,759(73.9)	15,356(75.3)	11,495	12,886(60.4)	14,047(65.9)	9,972
サービス業	— (—)	— (—)	(—)	5,446 (—)	8,030 (—)	3,810

資料 労働省「毎月勤労統計乙調査」及び「特別調査」

- 1) カッコ内は 500 人以上を 100 とした場合の比率
- 2) 調査産業総数には建設業およびサービス業を含まない

賃金格差の一例として第一表に小零細規模事業所の賃金を掲げた。産業別にも格差の程度は著しいが、とくに一〜四人規模の製造業、卸売小売業、サービス業の賃金水準は低く、五〇人以上規模事業所賃金に比してわずかに三五%ないし四五%の水準にすぎない。しかもこれらの賃金

【第二表】 所得階級別雇用者数 (32年3月)

所得階級(年間)	総数	5万円未満								
		5万円未満	5万円~10万円未満	10万円~15万円	15万円~20万円	20万円~25万円	25万円~30万円	30万円~40万円	40万円~50万円	50万円以上
実数	1,839	237	469	357	235	183	119	122	70	44
(万人)	100	12.9	25.5	19.4	12.8	10.0	6.5	6.6	3.8	2.4

資料 総理府統計局「労働調査臨時調査」

が、男女計の平均水準であってみれば、賃金の最下限水準が、卸売小売業やサービス業に属する零細規模企業的女子雇用者群に存在することが容易に推量されるのである。

これら低賃金労働者の賃金分布はいかなる形をなしているか。

第二表を見れば三二年三月現在、雇用者総数一八三九万人のうち、年所得(現金収入)が五万円(月平均四万円程度)未満の者が二二七万人(約一三%)、一〇万円(月平均八千円程度)未満のものを加えると、七〇六万人(約三八%)、さらに一五万円(月二万二千円程度)未満を含めると、一〇六三万人(約五八%)に達していることがわかる。

しかもこれら低賃金労働者の雇用先を「就業構造基本調査」(三一年七月)によって調べてみれば「仕事の主たる雇用者」のみについて月取四万円未満の労働者の六六%、六千円未満の労働者の四六%が、従業員規模九人以下の零細企業に集中している(労働省「三二年労働経済の分析」)。

申すまでもなく、これらの零細企業群

賃金変動と就業構造 (一)

は、名称に法人企業と個人業主との差異があろうとも、その大部分の実態は、家族経営的な規模のものとなわねばならない。

(イ) この雇用労働者の過半数をしめる低賃金労働者群の存在は、西欧諸国に比較して、わが国就業構造の特異性に強く反映している。第三表は、従業上の地位別にみた就業者の構成を国際間で比較したものであるが、わが国の雇用者の全就業者にしめる比率が極端に小さく、また業主と家族従業者、とくに女子家族従業者の比率が極めて高いという事実を看取することができる。

前述した雇用市場における低賃金労働者群の存在は、低賃金労働力を雇用することによってのみ存立しうる零細企業群の発生をうながし、同時に彼等に就業機会を得ている膨大な家族従業者群の存立と密接に関連を有していることは容易に示される。

換言すれば、一方において零細業主群と家族従業者群の発生は、賃金格差の最下限をきわめて低い水準に止めて、その上昇を阻害すると共に、他面逆に賃金下限界の極端な低水準が、零細業主群や家族従業者群の存立を可能ならしめるために、わが国就業構造の改善を妨げるという効果をもっている。

かくして賃金の構造的変動を格差分析に求める限り、賃金下限界の上昇を阻害している自営業主群及び家族従業者群の変動を無視し得ないし、逆に就業構造の特異性は賃金変動との関連を無視してその本質を明らかにできない。

(ロ) これまで賃金構造の特質を賃金格差の形成過程の分析に求め

〔第三表〕

		日 本	アメリカ	イギリス	フランス	西ドイツ
男 女 計	(イ) 総 数	1956	1950	1951	1954	1950
	(ロ) 業 主 者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(ハ) 雇 用 者	25.7	15.9	7.0	21.9	14.8
	(ニ) 家 族 従 業 者	41.3	82.1	90.8	64.7	70.8
男 子	(イ) 総 数	33.1	1.9	0.2	13.4	14.4
	(ロ) 業 主 者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(ハ) 雇 用 者	33.5	19.8	8.3	25.9	18.8
	(ニ) 家 族 従 業 者	49.5	78.7	89.6	67.7	76.7
女 子	(イ) 総 数	16.9	1.5	0.1	6.4	4.5
	(ロ) 業 主 者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(ハ) 雇 用 者	14.5	5.9	4.2	14.4	7.6
	(ニ) 家 族 従 業 者	29.5	91.9	93.6	59.2	60.4
		55.9	2.9	0.5	26.5	32.0

資料 I. L. O. Year Book 1956. 日本：「労働力調査」1956年9月分、経済企画庁  
景気変動と就業構造第三部統計資料より。

ることが屢々なされてきた。より上質の労働力を確保しようとする大企業群の労働需要競争が、労働組合の賃上げ闘争と併行して、賃金格差の上位部分をますます高めて行くプロセスについてはこれまでの諸研究においてほぼ確かめられたところである。

平均賃金水準が、この上位グループの賃金水準の向上に伴って上昇しても、それが直ちに最低の賃金水準の改善をもたらしているものとは断言し得ない。現実の資料(たとえば第一表)は、この最低水準グループの賃金水準が、平均水準の年次上昇とはかかわりなく、依然としてある水準に押しつけられていることを示している。

下限界の改善が期待されない限り、賃金格差は年々拡大の傾向をもつといわねばならない。かくして、賃金格差論は、賃金下限界の水準と、それらに属する労働者群の性格に分析の端緒が求められなければならないと考える。

(ロ) 賃金の最低水準が形成される過程には次の二つの方向が考えられる。

その一つは、何等かの条件により家計核に与えられた低賃金は、家計補助的労働力(老幼年、婦女子)の最低供給価格を押し下げ、非労働力の労働力化を増大せしめると共に、この労働市場に進出しようとする非核労働力による供給競争の激化は、各労働力の供給価格を更に下方に圧迫するという悪循環である。もしこの状態のままならば供給力過剰なる限り低賃金―多就業の行きつくところ、賃金の下限界はどこまでも低下せざるを得ないであろう。

賃金変動と就業構造 (イ)

その第二は、より重要である。現実では第一の点のみで賃金はどこまでも低下して行くものではなく、その過程において、零細自営業主の発生と、自家労働力への就業(家族従業者)増加が生じる。

ある水準の自家生産力(農業、あるいは商店)を有する家計では、一定水準以下の需要側から呈示された賃金に応ずるよりは、むしろ自家労働に従事する方を選び、彼等は雇用労働市場から脱退するであろう。家計の自家生産力水準が序列的に層をなしていれば、ある一定の賃金水準(労働条件を含めて)以下では応募する労働力を見つけることはできなくなる。同時に発生した自営業主自体の低賃金労働力の需要競争への参加は、市場賃金率の最下限を一定水準に止めて、それ以下の成立を阻止する作用をもつ。

以上二点を総合すれば、最低水準の雇用労働者群と、末端の零細自営業主群の相補的存在が、家族従業者の動きと共に、市場賃金格差の最下限を規定するというメカニズムを察知することができる。

(ロ) 以上の考察はこの稿の基本的な分析の方向を示している。以下の統計分析の大部分は、この賃金の最下限を形成している労働者群の性格と、その変動要因を分析することにあると見て差し支えない。

すでにわが国労働力構造の特質を把握するため、この最下限グループの労働力に着目した分析が、佐々木孝男氏、梅村又次氏、経済企画庁経済研究所雇用ユニット(辻村、佐々木、中村)、小尾恵一郎氏等の諸研究によって、相次いで発表された(巻末文献(3)(4)(6)(8)(9))。

〔第五表〕

業主所得階層別非農林業自営業主数(就業構造基本調査)(単位千人)(1956.7月)

年 額	4762
40,000未満	406
40,000~80,000〃	803
80,000~160,000〃	1354
160,000~240,000〃	828
240,000~320,000〃	644
320,000以上	716

平均所得 192,000

〔第六表〕 農・非農従業員数別仕事が主な自営業主 (20年3月)(単位万人)

	総 数	1 人	2~3 人	4~5 人	6 人以上
農 林 業	*581	84	337	151	9
非 農 林 業	*476	199	202	47	28

資料 労働力調査臨時調査

\* 従業員数不詳を含む。

〔第七表〕 世帯主が非農林自営業主(又は家族従業者)の家計

	世帯数	平均世帯人員	総収入	有業人員	有業率	非核有業者		家十雇(%)
						家従率	家計外被雇用者率	
総 数	3,718	4.7	21.7	2.1	0.45	0.154	0.066	70.1
~8千未満	433	2.9	5.2	1.3	0.45	0.309	0.178	63.5
8~16	1,266	4.2	11.7	1.7	0.40	0.513	0.417	55.0
16~24	823	5.0	19.3	2.2	0.44	0.647	0.587	52.2
24~32	560	5.5	27.3	2.5	0.45	0.770	0.840	47.8
32~40	239	5.9	35.0	2.9	0.49	0.820	0.980	45.3
40~	396	6.5	—	3.1	—	—	—	—
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)

また第五表によると、業主所得が年額一六万円(月額約一万二千元程度)未満のものが、全業主の約六〇%を占めている事実、および資料出所および調査時期は異なるが、第六表を見ると三〇年三月現在で農林業主の七三%、非農林業主の八四%までが、従業員規模四人未満のものであることは、自営業主群の大部分が、単独主か、あるいは家族従業者の労働力提供の下に、家族経営を基調とした零細業主であることを示している。このような零細規模では業主所得のみでもって家計支出をまかなうことは不可能であるから、当然、他の世帯員の収入を必要とするであろう。

第七表は、総業主のうち、世帯主が自営業主(又は家族従業者)である家計(以下、自営業主家計と呼ぶ)の総収入階層別の家計非核

これらの諸研究は景気の短期的な変動に応じて、労働力と非労働力の間を流通する労働力層の性格分析に重点を置いたものと思われる。そのいずれも、この労働力層の構成分子とその周辺を、一面において女子労働力、他面において家族従業者群の存在に求めている点において共通している。

本稿においても、賃金最下限労働力の構成分子を上記所説の線に求めていることに変わりはない。ただ、ここでは、零細自営業主家計の構造と家族従業者の変動を、賃金(あるいは賃金率)との関連においてとらえようと試みる。その意味で、この稿の分析は、上記諸研究よりは、相対的に長期的な就業構造の変動に着目しているものといえよう。

また、この稿における自営業主家計の変動分析においては、その範囲を主に非農林業主に限定した。農林業主家計については今後の研究にまたねばならない。したがって、ここでの分析における農林の位置は、ほぼ並木正吉氏の所論に従っていると考えられる。換言すれば特に戦後において「農業は潜在失業の温床ではなく、したがって不況期における労働力の農村への還流は微少である」との前提に立っている。かくして、最初に農村から年々排出される労働力群を前提とし、それらを含めて労働市場における就業獲得競争が、一方において、最低賃金労働者群を形成し、他方において家族従業者群となる市場の機構に着目している。

〔第四表〕

(1) 就業状態、従業上の地位別有業者(単位千人)(1956年7月)

	総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者
農 林 業	16,095	5,769	9,599	726
非農林業	23,727	4,762	2,024	16,941

(2) 仕事が必要なものについての有業者(1956年7月)

	総 数	自 営 業 主			家 族 従 業 者	雇 用 者
		総数	雇 有	雇 無		
農 林 業	11,987	5,221 (100)	125 (2.4)	5,096 (97.6)	6,122	644
非農林業	21,802	4,217 (100)	919 (21.8)	3,298 (78.2)	1,188	16,397

資料 就業構造基本調査上巻

(1) 就業構造基本調査によれば、わが国自営業主総数(仕事が必要なもの)は、三一年七月現在、約九五〇万に達し、そのうち、五二二万が農林業、四二二万が非農林業主である。しかも農林業自営業の九七・六%非農林業主の七八・二%が雇用人なしの業主であり、

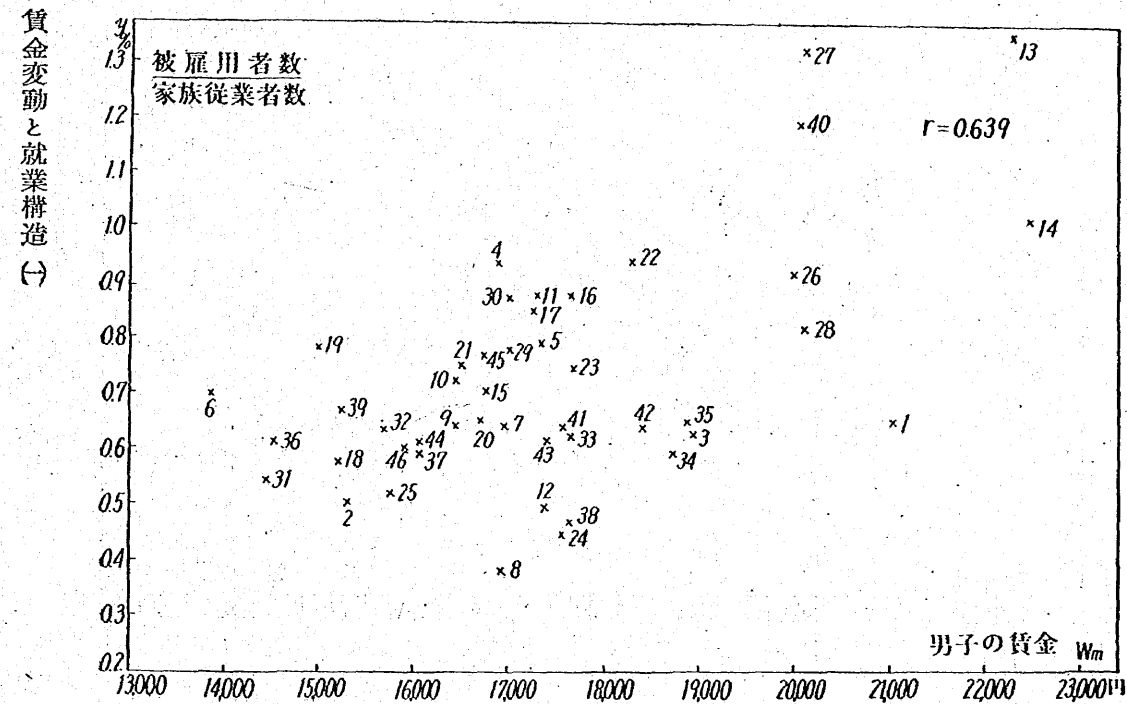
II 非農林業自営業主家計の労働力構造とその変動





第 II 図

世帯主が非農林業、自営業主家計の非核労働力の構成



業自営業主家計の労働供給機構を示すものである。勤労者家計については、統計局家計調査データにより、家計単位の資料が得られたが、非農林業自営業主家計については、その労働供給面に関する資料が存在しない。(労働需要面に関しては、たとえば、商業センサスや、商工業個人企業調査や、中小企業総合基本調査報告書等がある。)

第 I-1 図、第 I-2 図は、都道府県単位に集計されたデータの平均であるが、地域毎に業主の規模分布も、業種内容の構成も大いに異なっているにもかかわらず、なおかつ、雇用市場における賃金水準と、有意な相関をもっている。以下この変動の構造的な内容が検討される。

観測事実(i) 「自営業主家計非核の有業率、または余暇率は、市場男子賃金よりも、女子賃金に強く影響されるらしい。」(第 I-1 図、第 I-2 図の相関係数の比較。)この事実は、自営業主家計内の家族従業者の変動に関して女子労働力の動きが重要な位置をしめるということを物語っている。

(B) それでは、市場賃金が高い地域における有業率減少は、内容的にどのような構造をもっているか。

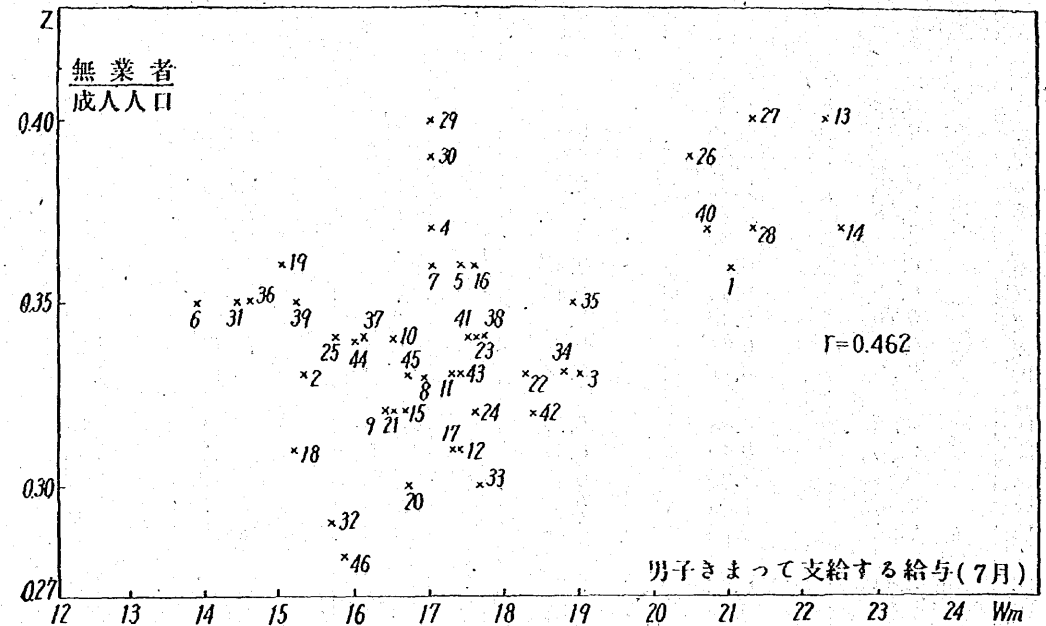
第 II 図は、自営業主家計内における非核労働力の構成を、市場賃金の代表指標として、男子賃金  $W_m$  と相関させたものである。

益福利  $r=0.639$

観測事実(iii) 「市場賃金率の高い地域ほど、自営業主家計内の非核労働力構成は、(家計外に雇用された)雇用者の比率が大きい。」

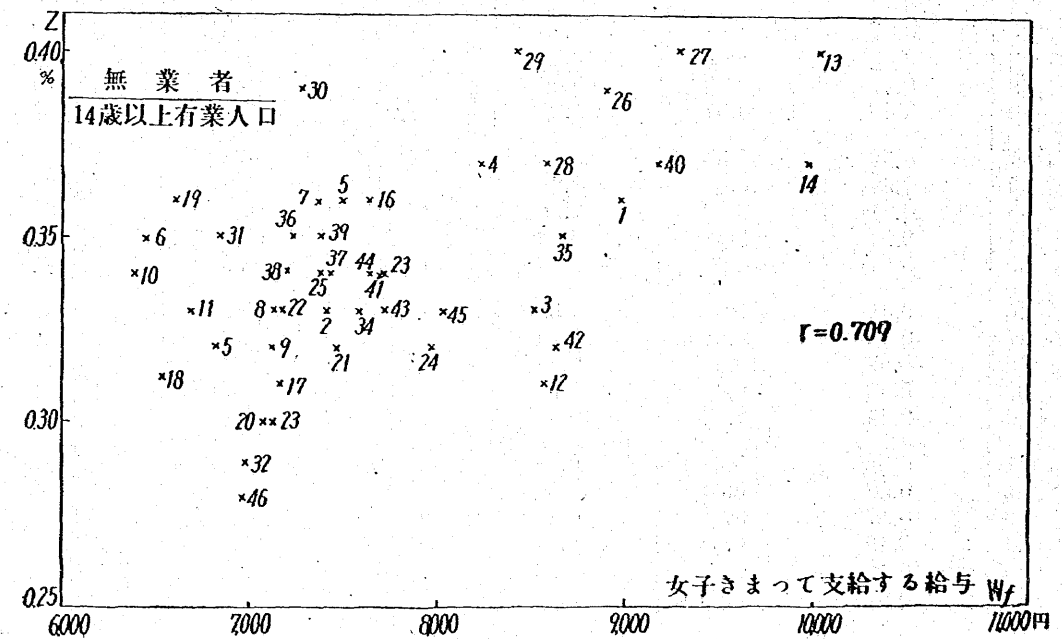
第 I-1 図

世帯主が非農林業主 (全収入階層)

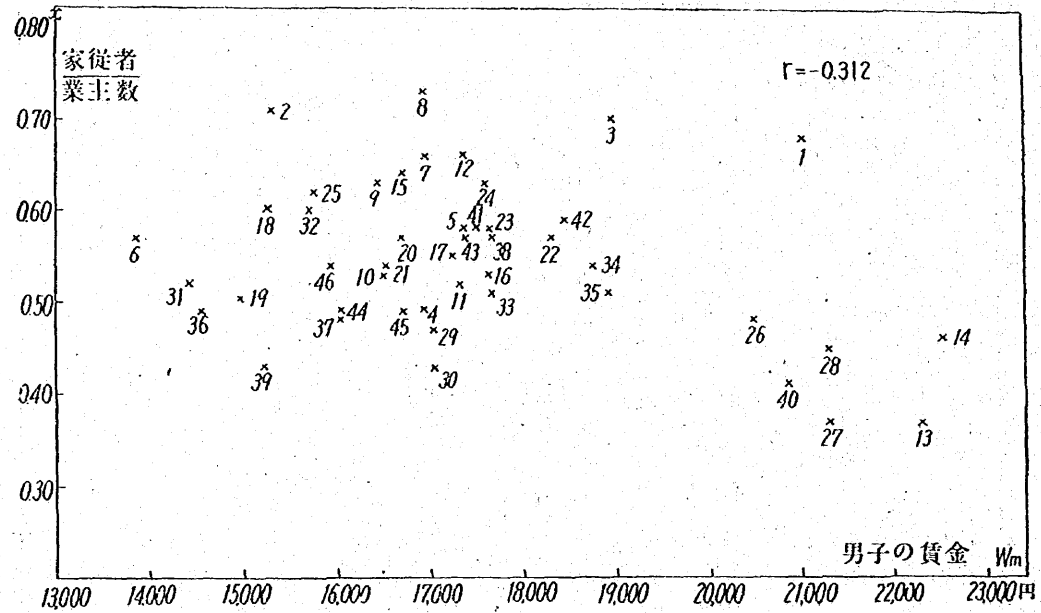


第 I-2 図

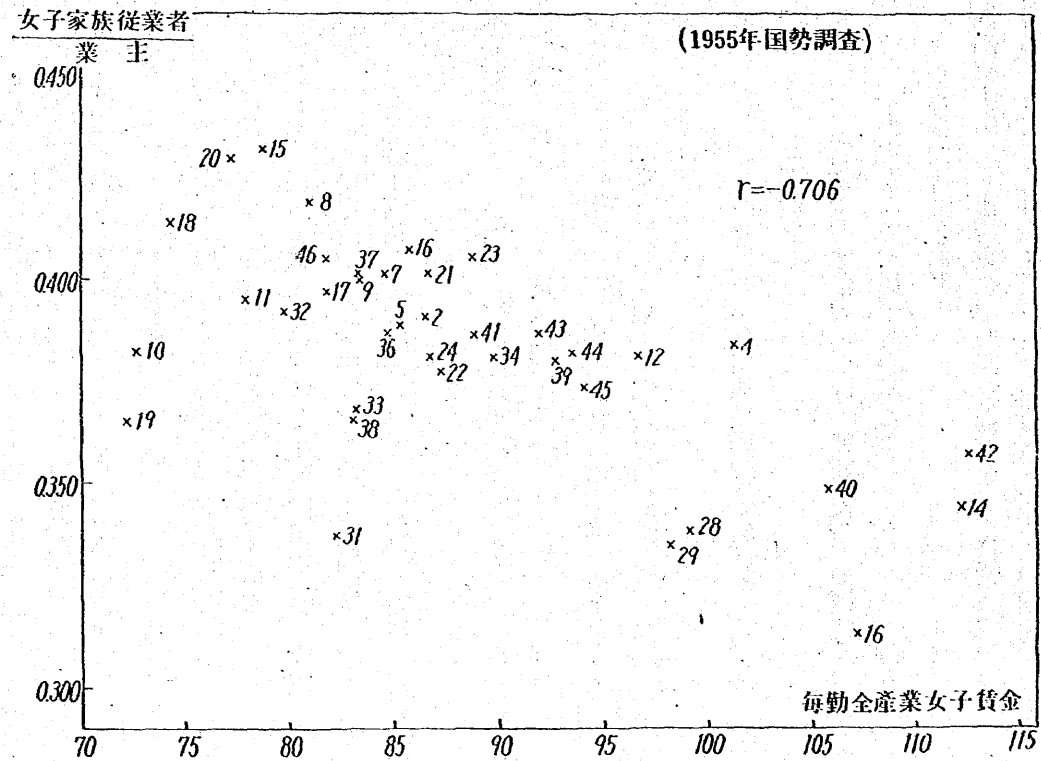
世帯主が非農林業主家計 (全収入階層)



第Ⅲ-1図  
世帯主が非農林業主家計の家族従業者の変動



第Ⅲ-2図



換言すれば、市場賃金率の低い地域ほど、家族従業に就業機会を得る者の比率が高い。」

(c) 観測事実(iii)は、自営業主家計内の非核労働力の相対的な構成比の変動であったが、ここでは、一家計当りの家族従業者の絶対数を問題とする。

第Ⅲ-1図は家族従業者数を一業主当りに換算したものを、市場賃金率(ここでは男子賃金 $W_m$ )と相関させたものであるが、殆んど無相関に近い。( $r = -0.312$ )

そこで、家族従業者数を男子と女子を分離し、また農業を別とすれば零細自営業主が、第三次産業に集中しているという事実に着目して、第三次産業に属する家計群で

$$\frac{\text{第三次産業家族従業者数(女子)}}{\text{第三次産業全自営業主数}} = X_j$$

$$\frac{\text{第三次産業家族従業者数(男子)}}{\text{第三次産業全自営業主数}} = X_m$$

を一九五五年国勢調査より作成し、これを市場賃金率と相関させた。その結果は

$$r_{X_m, W_m} = 0.08$$

$$r_{X_j, W_j} = -0.706$$

で女子のみについて明瞭な関係が見られた。

第(Ⅲ-2)図は、一家計当り女子家族従業者数と、市場女子賃金率との相関図である。

賃金変動と就業構造(一)

観測事実(iv) 「(Ⅲ-1)、(Ⅲ-2)図から、非農林業自営業主家計における、男子家族従業者数は、市場賃金水準と独立である。

このことは男子家族従業者の自営業主家計内における家計的存在としての地位を示している。多くの場合、男子家族従業者の性格は自家営業主後継者としての意味をもっている。

観測事実(v) 「一家計当り女子家族従業者数は、市場賃金水準(この場合女子賃金)と逆相関関係にある。」

換言すれば、賃金水準の変動に対し、男子家族従業者は非弾力的であるが、女子家族従業者は弾力的であり、彼等は賃金変動に対し、非労働力化するか、あるいは家計外被雇用者に転ずるかの動きを示す。

### Ⅲ 自営業主家計の労働需給機構

— 家族従業者の変動要因 —

(i) 仮定の導入

以上の観測事実を、次の様な、仮定の導入によって統一的に解釈してみよう。

仮定「どの相関図も、最初市場賃金率が変動した場合、自営業主家計内部で非核の就業構造にいかなる変動が生じたかの図式を与えているものと考える。」(市場賃金率を独立変数と考える。どの観測事実も、市場賃金率が変化した後、家計の内部均衡図式によって決定される内生変数と考える。)

観測事実(i)から(iv)までの結果は次のように要約される。  
市場賃金率Wの高い地域では、低い地域に比べて

- (1) 非農林業自営業主家計内の非核有業率は相対的に減少。
- (2) その非核有業者の構成は、家族従業者よりも家計外雇用者の比率が高い。

(3) 一家計当り家族従業者数は、女子の変動において減少傾向を示す。

(4) 男子家族従業者は、家計核的存在と考えられる。

われわれの場合、時系列データが皆無であった為に、やむなく横断面分析を用いたが、この地域間賃金水準の変動を、時間的変動と解釈すれば、第九表のような動的変動図式を考えることができる。

「ある業種規模の自営業主家計群に対し、その非核労働力に外から呈示された賃金水準が増大すれば、家族従業者から、家計外被雇用者への代替が生じ、同時に、全体として有業率は減少(労働力の

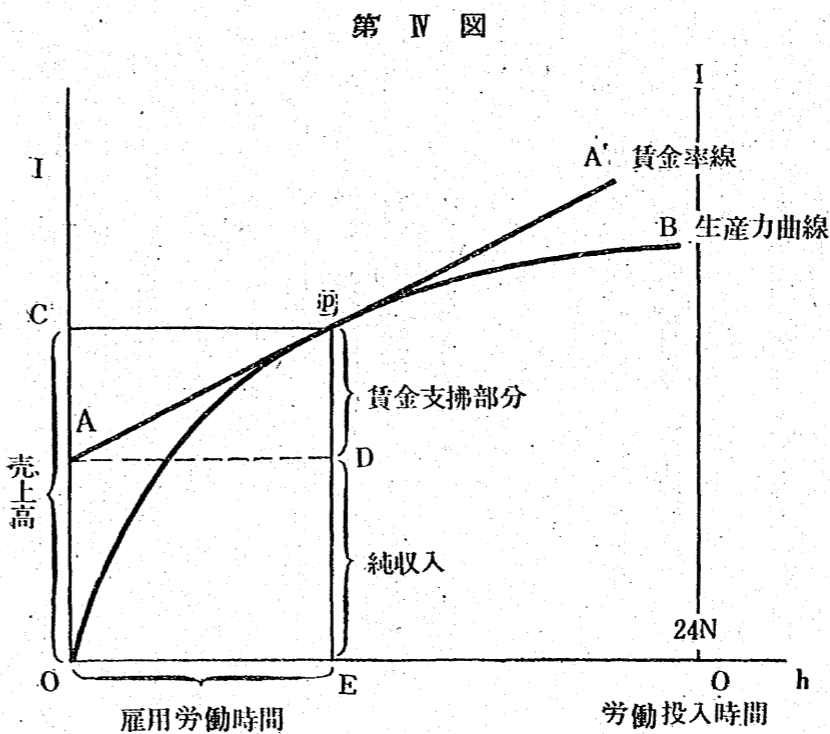
[第九表]

市場賃金水準 W	家計外被雇用者 家族従業者 Y	一家計当り 業主家族従業者 X	有業率 $\mu=1-Z$	総収入 I
増大↑	増大↑	減少↓	減少↓	増加↑
減少↓	減少↓	増大↑	増大↑	減少↓ (あるいは保合)

(a) (b) (c) (d)

非労働力化)する。その結果、家計総収入は以前よりも増大する。賃金率が低下すればその逆の経過を辿る。」

これらの経験的事実に対し、最初に業主家計非核労働力の変動を自律的立場から説明しうる有効な、作業仮説の導入が必要である。次項以下は、業主家計の雇用市場に対する労働力需要供給両面を行



動図式が考察される。

(a) 自営業生産活動のための労働需要(非労働力の労働力化) 自営業主が一定の資本投入(店舗の広狭、土地、設備、その他の固定資産)のもとに生産活動を行なおうと意図した場合を考察しよう。次の図式は、農林業、非農林業を問わず、自営業主の生産活動をあらわしている。

第IV図は横軸に労働投入時間h、縦軸に所得(収入、生産高)Iを目盛り、所得稼得曲線(生産力曲線)を画いたものである。もし必要労働力のすべてを、労働者を雇用することによって、生産活動を行なう場合、彼が望んでいる質の労働者を、需要するために支払わねばならぬ市場賃金率をAA'線の勾配で与えたとすれば、生産力曲線OBと賃金率線AA'の接点Pで収入極大(D)が得られるから、労働時間OEで示される労働力を雇用し、経営規模を生産額OO'の水準に定めるであろう。この簡単な図式では——景気の波に応じてその質の労働者の賃金率が上昇すれば、経営規模は縮小し、逆に下落すれば、経営規模を拡大して、労働需要を増大せしめるであろうことを示している。

一方、このような生産力曲線を有する自営業主が、生産に必要な労働力のすべてを、自己の家計構成員に求めるならばどこにその規模を定めるだろうか。構成員の数をN人とすれば、理論的に考えられる、一日当り労働投入量の最大時間は、 $24 \times N$ 時間であるから、先の第IV図において、横軸の上に労働投入時間の最大量 $24 \times N$ 点O'

賃金変動と就業構造 (一)

を目盛ることが出来る。第V図は、第IV図を右側面から見た場合の生産力曲線を示す。この図でO'を原点としてみれば、横軸は収入I、縦軸は余暇を示すことになるから、同時にこの図の上に、所得—余暇の選好場を画くことができる。効用(指標)は右上方に行くほど高い。 $(u_1, u_2, u_3, \dots)$ この条件の下においては生産力曲線OO'に無差別線が接するP'点において最大効用が達成され、最適経営規模はOO'なる収入額に定まり、家族労働はOE時間だけ投入される。

もしも、資本投入の増加新技術の導入(たとえば農業における耕耘機)あるいは製品市場価格の上昇等の原因によって(価値)生産性が上昇すれば、生産力曲線はOB'からOB''曲線に変位し、家族労働投入時間はOE'に減少する。換言すれば、家族労働の非労働力化という現象が生ずるだろう。

(b) 家族従業者の変動機構(非労働力—家族従業者—雇用労働力化、の関係)

一定の生産力曲線をもつ業主家計構成員に外部から呈示された賃金率をWとする。Wが高くなれば家族従業者は、外部雇用労働へ転化するであろうし、逆に、外部賃金率Wが余りに低ければ、雇用労働者となるよりは、自家生産に従事して、家族従業者となるであろう。その境界賃金は第V図で生産力曲線が効用曲線に接するP点の接線AA'で示される。AA'で示された賃金率Wはこの家計構成員の雇用労働力化に対する最低供給価格水準を示す。このWより市場

三七 (三七)



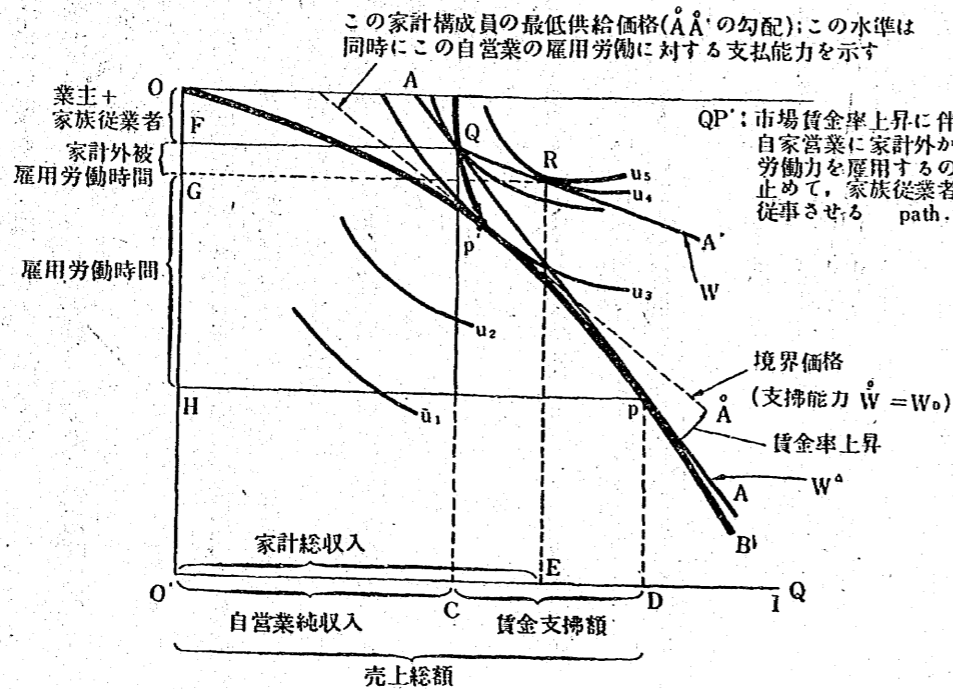
賃金変動と就業構造 (一)

[第十表]

この家計構成員に呈示された市場賃金率 $W$	均衡点	労働時間 $\mu$	総収入	効用 (指標)	
$W \leq W_0$	P点	O'B	OI	$U_2$	(i); O'B; 業主家族従業者 (労働時間) BO; 余暇時間
$W = W'$	Q点	O'C	OI'	$U_3$	(ii)+(v); O'C; 総労働時間 (ii); O'D; 自家労働時間 (v); DC; 家計外雇用労働時間 OB; 家族従業者の非労働力化 OO; 余暇時間
$W = W''$	Q'点	O'D	OI''	$U_4$	(ii); O'E; 総労働時間 (家計外雇用のみで、自家労働に従事せず) EB; 家族従業者の非労働力化 EO; 余暇時間
$W \geq W''$	Q' → Q''	減少	増加		

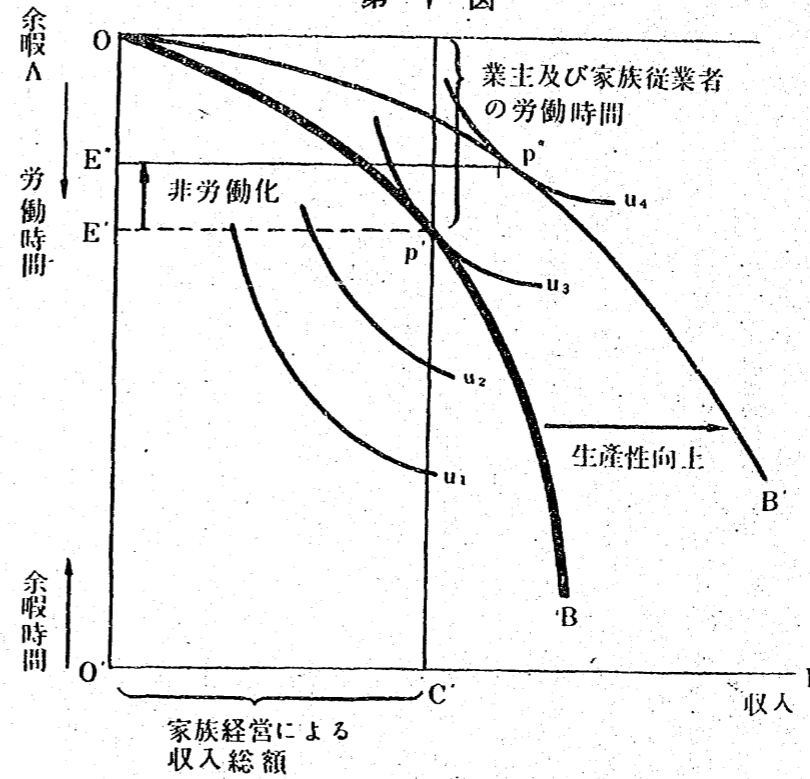
第 VII 図

自営業主家計の労働需給機構の図示 (家族労働と雇用労働の代替)



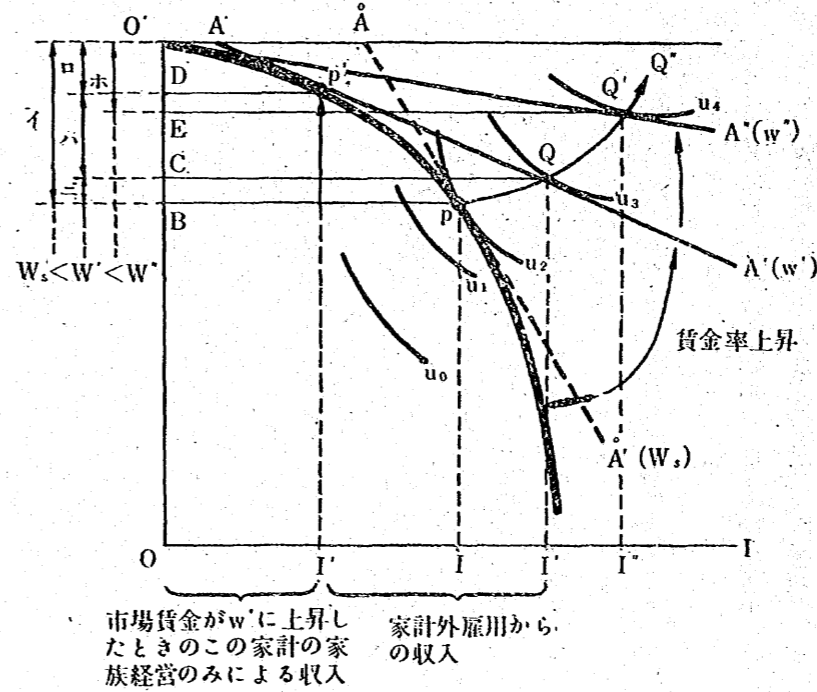
三九 (三九)

第 V 図



から呈示される賃金率  $W$  が低ければ、この構成員は自家労働に従事し、高ければ外部需要に雇用労働者として応募するだろう。この間の雇用労働力と家族従業者の間を流通する層は、若年労働力や婦人労働力にその大部分をしめるものと思われる。

第 VI 図



市場賃金率変動に應ずる構成変化は次頁第十表のようにまとめられる。この図式から、容易に、雇用者をやとめようとする零細業主家計群では、

三八 (三八)

外部から提示された賃金率  $W$  上昇 ( $\uparrow$ )  $\longrightarrow$

家計有業者  $\mu$  減少 ( $\downarrow$ )  $\longrightarrow$  非家計有業者

増成比  $\left( \frac{\text{雇 用 者}}{\text{家族従業者十雇 用 者}} \right) Y$  増大 ( $\uparrow$ )  $\longrightarrow$

結果的に家計総収入  $I$  増大 ( $\uparrow$ )

というメカニズムを導出しよう。先に観測された諸事実は上述のような構造をもっているものと考えられる。

(イ) 家族従業者と雇用労働力の併用(業主の労働需要供給機構)

これまでの分析は、雇用者を雇用できないほどの零細業主家計の労働供給面のみを分析してきたが、同時に業主は、より安い賃金水準の下で、外部から労働力を雇用しようとする労働需要の主体でもあるから、この両面の機構分析がなされなければならない。

以下の分析は、「業主家計は、より安い賃金率で外部労働力を雇用して経営規模の拡大をはかり、同時に自らの家計構成員は相対的に高い賃金率で外部に雇用されて、家計総収入の増大をはかる」という二重の行動を行なっている」との前提に基づいている。

このように、この業主家計が、外部に提示して労働力を雇用しようとする賃金水準と、外部からこの家計構成員に提示される賃金水準をはっきりと区別しなければならぬ。次のように記号を定める。

- $W$ ; この家計構成員に対し外から提示された賃金率
- $W^a$ ; この業主家計が、外部労働力に提示する賃金率
- $W^b$ ; 境界価格(賃金水準)

第Ⅶ図では次のようになる。

(1) 価格線  $AA'$  境界価格  $W$  に対応する。

$W$  は労働供給面ではこの家計構成員の最低供給価格になる(これ以下の賃金では応募しない)。

$W^a = W$ 。(  $W^a$  はこの家計の雇用供給自給)

他方労働需要に関しては、外部労働力を雇用するための最高需要価格を示す(これ以上の賃金率では、外部労働力を雇用できない)。

$W^b = W^d (W^d$  はこの業主の支払能力水準)

(2) 市場賃金率とこの境界価格との関係は次のようである。常に

併用回では  $W \geq W^s = W^a$

併用回では  $W = W^d \geq W^a$

が成立している。

第Ⅶ図で、この業主が着目した質の外部労働の賃金率が  $W^a$  ( $AA'$  線)であったとき、この  $W^a$  は境界価格  $W$  (支払能力  $AA'$  線)より下廻るから、 $AA'$  線が無差別曲線と接する点  $Q$  で均衡点が定まる。すなわち

- 併用回  $OF$ ; 自家労働従事時間
- 併用回  $EH$ ; 家計外からの雇用労働時間
- 併用回  $OD$ ; 経営収入総額
- 併用回  $DC$ ; 賃金支払総額
- 併用回  $OC$ ; 家計総収入

を示し、効用指標は  $U^a$  である。もし、この家計構成員に外から賃金

率  $W$  ( $QA'$  線) が提示されれば、一度非労働力化した家計構成員は、この高い賃金率に応募して均衡点  $R$  で、効用指標  $U^b$  の水準を享受する。このとき、

- 併用回  $OF$ ; 自家労働従事時間
- 併用回  $EG$ ; 家計外へ雇用された労働時間
- 併用回  $FG$ ; 家計外からの雇 用 者 の 労働時間
- 併用回  $OD$ ; 業主経営規模
- 併用回  $OC$ ; 家計総収入のうち の 業主所得分
- 併用回  $CE$ ; 家計外労働からの収入
- 併用回  $OE = OC + CE$ ; 家計総収入

となり、このとき効用は極大に達する。

労働需要面で彼等が自己の境界価格  $W$  よりも低い水準の賃金  $W^a$  を提示して、より安い労働力を雇用しようとする事は、第一に零細業主群は自家生産力水準の大なるものから小なるものへ序列的に層をなして存在しているという事実(第五表業主所得階層別非農林自営業主分布)と、第二に、極端な低賃金労働者の大部分が零細業主に雇用されているという事実によって、裏づけられる。自らの業主家計よりは低い境界価格(最低供給価格)をもったより零細な業主家計構成員から労働力を買いたたいて雇用していることが推論される。

また、経済企画庁経済研究所「景気循環と就業構造」で指摘された事実は次のようである。不況期に賃金水準が低落すると、安い労働

賃金変動と就業構造(一)

働力を雇用しようするために、家族従業者の非労働力化が生じ、逆に好況期に一般的な賃金水準が上昇すると、高い労働力を雇用しようする支払能力をもたぬ業主家計群で、非労働力の労働力化(主に自家労働従事)が生じるという短期的現象は、上述の推論とまさに整合的である。これら諸事実によって、以上の業主家計行動図式の現実に対する妥当性を物語るものであるが、次節で一層詳細な統計的検証が試みられる。

#### Ⅳ 零細業主家計構成員の労働力供給行動図式

を確認するための統計的観察

(イ) これまでの統計資料の観察と、業主行動模型の図式で地域別クロスセクションデータに関し次のようなことが推論されうる。

(i) 賃金率の低い地域では、一家計当り、雇用者に対する家族従業者の比率が大である。

(ii) 賃金率の低い地域では、業主家計の有業者は相対的に大である。

(i)、(ii)は共に同一の自家生産力をもつ、業主群の比較についていえることであるが、現実の府県別データでは、当然地域間における業主の規模分布が異なっている。そこで次のような仮定を導入した。

「賃金率の低い地域では、相対的に零細業主群の比重が大きい。」

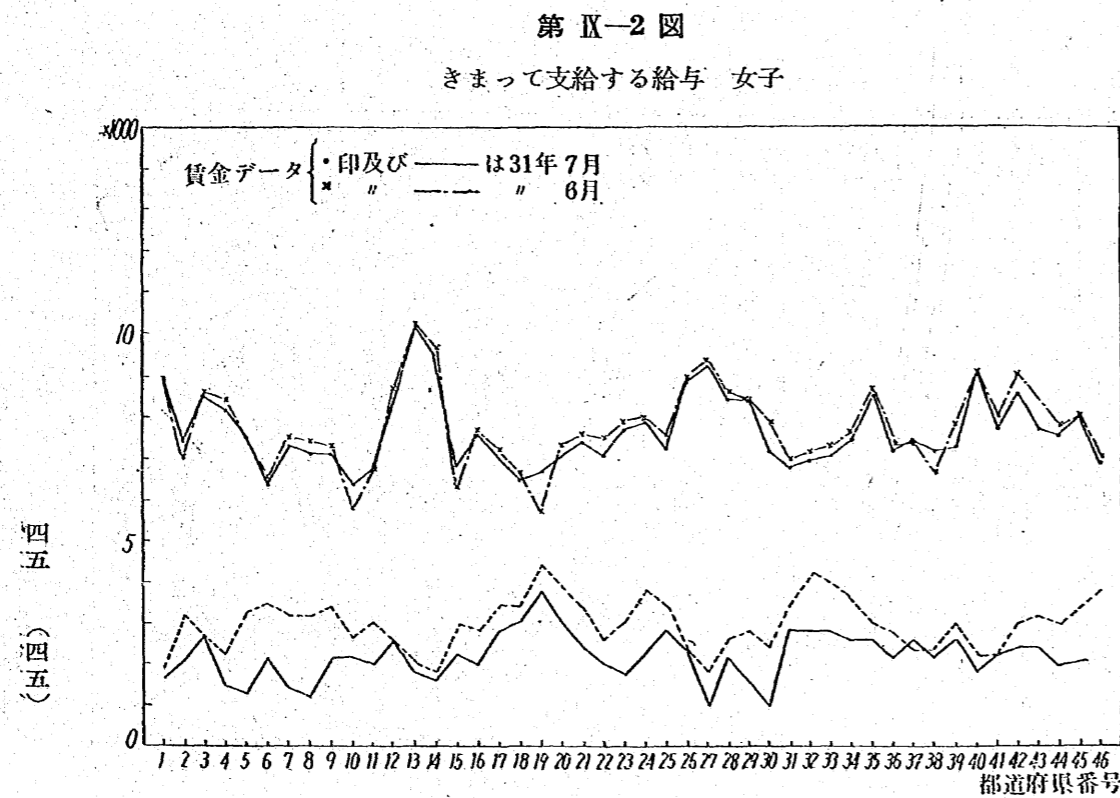
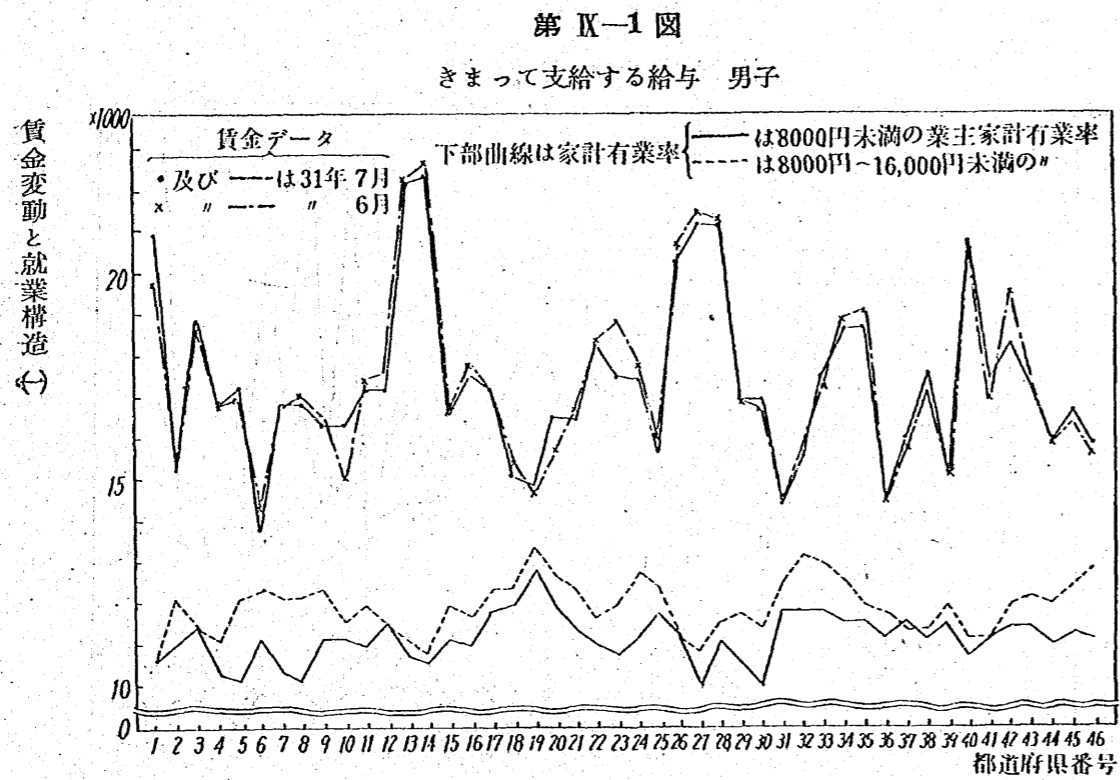
この仮定は、次節「最下限賃金水準の形成過程」の項で経験的に確認される。これは労働市場における最下限賃金水準の形成過程に

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
愛知	0.52   0.39	0.45	0.45	0.46	0.52	0.48	0.51	0.54	0.48	0.42
三重	0.42   0.41	0.49	0.48	0.51	0.51	0.56	0.40	0.43	0.56	0.55
滋賀	0.48   0.44	0.47	0.46	0.58	0.51	0.62	0.58	0.70	0.20	0.53
京都	0.57   0.41	0.41	0.43	0.43	0.48	0.52	0.55	0.38	0.47	0.50
大阪	0.50   0.35	0.39	0.43	0.49	0.46	0.47	0.47	0.42	0.41	0.48
兵庫	0.45   0.41	0.43	0.44	0.44	0.53	0.49	0.54	0.51	0.50	0.45
奈良	0.50   0.38	0.44	0.44	0.49	0.55	0.40	0.38	0.42	0.43	0.38
和歌山	0.52   0.35	0.42	0.47	0.44	0.45	0.43	0.53	0.52	0.49	0.53
鳥取	0.48   0.44	0.47	0.48	0.51	0.41	0.49	0.49	0.35	—	0.57
島根	0.58   0.44	0.51	0.50	0.56	0.55	0.41	1.00	—	0.38	0.53
岡山	0.54   0.44	0.50	0.47	0.51	0.50	0.64	0.55	0.39	—	0.52
広島	0.47   0.43	0.48	0.48	0.49	0.49	0.52	0.39	0.46	0.50	0.35
山口	0.45   0.43	0.45	0.39	0.48	0.52	0.52	0.64	0.67	0.43	0.38
徳島	0.41   0.41	0.44	0.45	0.45	0.39	0.51	0.68	0.38	0.29	0.40
香川	0.48   0.43	0.42	0.46	0.60	0.44	0.44	0.61	0.43	—	0.43
愛媛	0.41   0.41	0.42	0.50	0.48	0.46	0.42	0.44	0.43	0.63	0.50
高知	0.50   0.43	0.45	0.49	0.52	0.47	0.47	0.54	0.65	0.54	0.45
福岡	0.43   0.39	0.41	0.44	0.44	0.56	0.53	0.51	0.38	0.43	0.42
佐賀	0.50   0.41	0.41	0.49	0.52	0.43	0.44	0.75	0.23	0.83	0.57
長崎	0.45   0.42	0.42	0.46	0.48	0.50	0.59	0.45	0.55	0.91	0.46
熊本	0.44   0.42	0.46	0.50	0.46	0.52	0.59	0.68	0.53	0.28	0.62
大分	0.48   0.40	0.45	0.48	0.43	0.45	0.59	0.46	0.70	—	0.47
宮崎	0.44   0.41	0.47	0.51	0.52	0.42	0.45	0.48	0.38	—	0.38
鹿児島	0.43   0.40	0.49	0.54	0.49	0.51	0.53	0.67	0.68	0.58	0.62

〔第十一表〕 地域別家計総収入階層別の平均世帯有業率

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
北海道	0.44   0.38	0.39	0.41	0.45	0.48	0.49	0.56	0.45	0.51	0.51
青森	0.42   0.40	0.46	0.45	0.49	0.55	0.48	0.55	0.39	0.26	0.46
岩手	0.37   0.43	0.43	0.48	0.53	0.50	0.36	0.50	0.67	—	0.43
宮城	0.43   0.37	0.41	0.43	0.50	0.48	0.54	0.61	0.64	0.33	0.51
秋田	0.41   0.36	0.46	0.45	0.52	0.53	0.49	0.44	0.53	0.55	0.45
山形	0.40   0.41	0.47	0.45	0.44	0.52	0.57	0.52	0.65	—	0.47
福島	0.42   0.37	0.46	0.47	0.50	0.51	0.45	0.48	0.43	—	0.31
茨城	0.42   0.36	0.46	0.47	0.53	0.52	0.45	0.29	0.58	1.00	0.33
栃木	0.48   0.41	0.47	0.45	0.49	0.49	0.54	0.49	0.55	0.86	0.50
群馬	0.43   0.41	0.43	0.46	0.51	0.50	0.48	0.68	0.58	0.48	0.57
埼玉	0.48   0.40	0.45	0.46	0.49	0.49	0.46	0.51	0.47	0.50	0.46
千葉	0.48   0.43	0.43	0.48	0.59	0.57	0.55	0.43	0.56	0.65	0.44
東京	0.61   0.39	0.40	0.41	0.47	0.46	0.49	0.50	0.45	0.52	0.44
神奈川	0.41   0.38	0.39	0.43	0.50	0.48	0.48	0.49	0.55	0.59	0.45
新潟	0.44   0.41	0.45	0.49	0.53	0.54	0.43	0.53	0.53	—	0.56
富山	0.52   0.40	0.44	0.44	0.51	0.43	0.49	0.46	0.56	—	0.56
石川	0.52   0.44	0.47	0.45	0.55	0.52	0.48	0.36	0.70	0.48	0.57
福井	0.52   0.45	0.47	0.48	0.51	0.49	0.46	0.48	0.41	—	0.56
山梨	0.50   0.49	0.52	0.51	0.54	0.57	0.46	0.64	—	0.40	0.42
長野	0.46   0.45	0.49	0.53	0.53	0.60	0.49	0.43	0.83	0.58	0.58
岐阜	0.50   0.42	0.47	0.50	0.58	0.51	0.63	0.64	0.68	—	0.70
静岡	0.43   0.40	0.43	0.49	0.50	0.49	0.48	0.55	0.46	0.52	0.50

就業構造基本調査 (1) 8千円未満 (2) 8千円～16千円  
(3) 16千円 20千円 以下同様、8千円きざみ。



四五 (四五)

において、零細業主の発生と家族従業者の存在条件を規定するものとして重要な役割をもつものである。

さて、自営業主家計行動の動きを観察するに当り、自家労働生産力水準の指標が存在しない「勤労者家計の場合には、核収入率（世帯主賃金所得）が存在し、また農家家計においては、土地面積や、農業所得をとることができる」。非農林業主家計では、その分布を家計の総収入階層別にとることができる（第九表）。

第十一表は、地域別家計総収入階層別の平均世帯有業率の表である。けれどもこの総収入は、有業者の増減の結果得られた総収入であるから、各府県毎に総収入増大と、有業率増大が併行している。しかるに、われわれの場合には(i)賃金の低い地域の家計ほど、また(ii)自家生産力水準の低い業主家計ほど、有業率が増大するという関係を確認したのである。

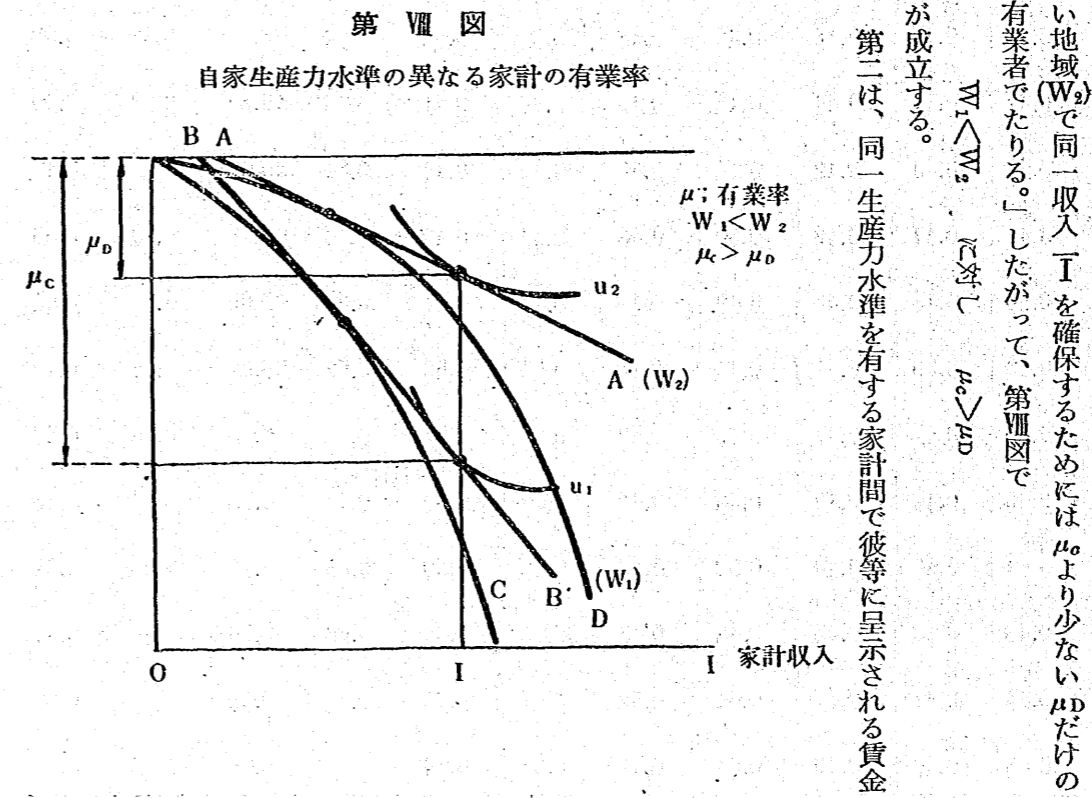
そこで、やむなく各収入階層を固定して、同一総収入（たとえば八千円〜一万六千円家計）を得るために有業率がどのように変動しているかを調べてみた。

(d) 理論の要請する変動様相は次のようなものである。

第一に「賃金率の低い地域では、生産力水準の低い零細業主群の比重が大である」という仮説から導出される帰結である。

第Ⅱ図から当然次のようなことがいえる。

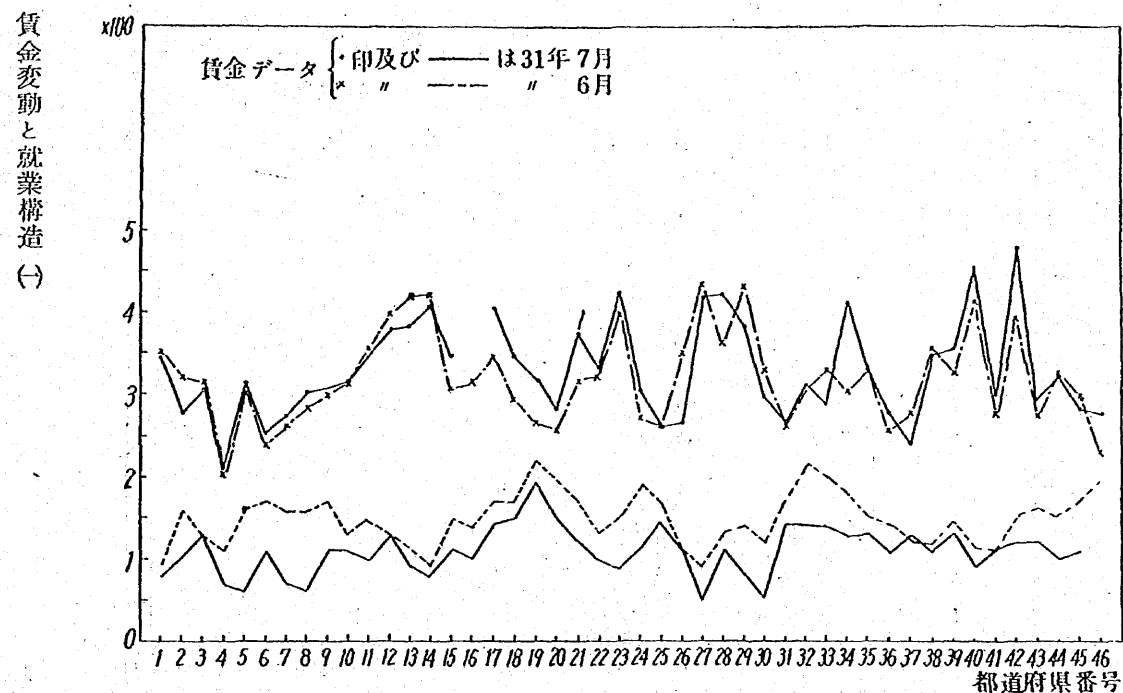
「賃金率の低い地域(W<sub>1</sub>)では、生産力水準も低く、従って同一家計収入Iを確保するためにμ<sub>0</sub>だけの有業者を必要とし、賃金率の高



四四 (四四)



第Ⅸ-5図  
製造業計日備



率が異なった場合、賃金率が低ければ低いほど、有業率は増大するという、前述の推論に基づく帰結である。

両者を組合わせて、その何れの効果においても、賃金率の低い地域では、同一収入を確保するための有業率は高くなければならない。

(c) 統計資料に見られる変動

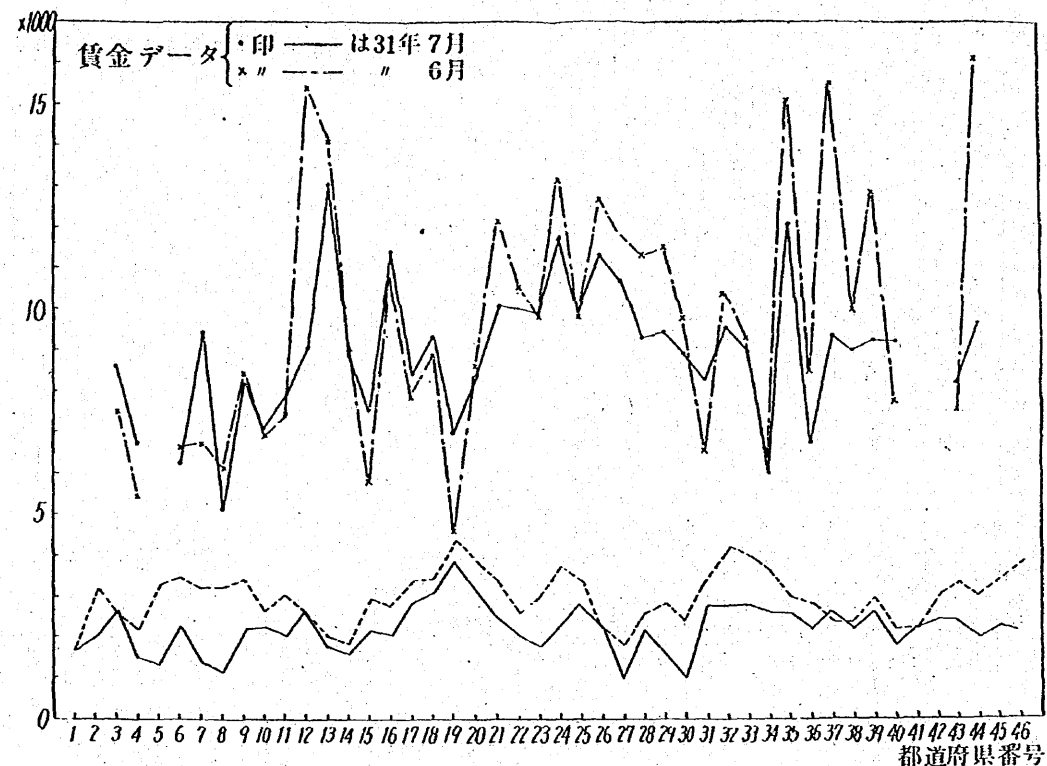
就業構造基本調査により、各都道府県別、同一収入階層の有業率と市場賃金率の変動を相関せしめたのが、第Ⅸ図1~5である。

この図で三つの事が注意される。その一つとして毎動統計変動が三一年七月で安定しているかどうかを見るために、六月の賃金統計と比較しておいた。大きな変動は見られぬので、三一年七月の賃金統計を採用した。図の下方の曲線は、実線が、総収入八〇〇円未満の家計、波線が、八〇〇円~一六〇〇円未満の家計における平均有業率である。

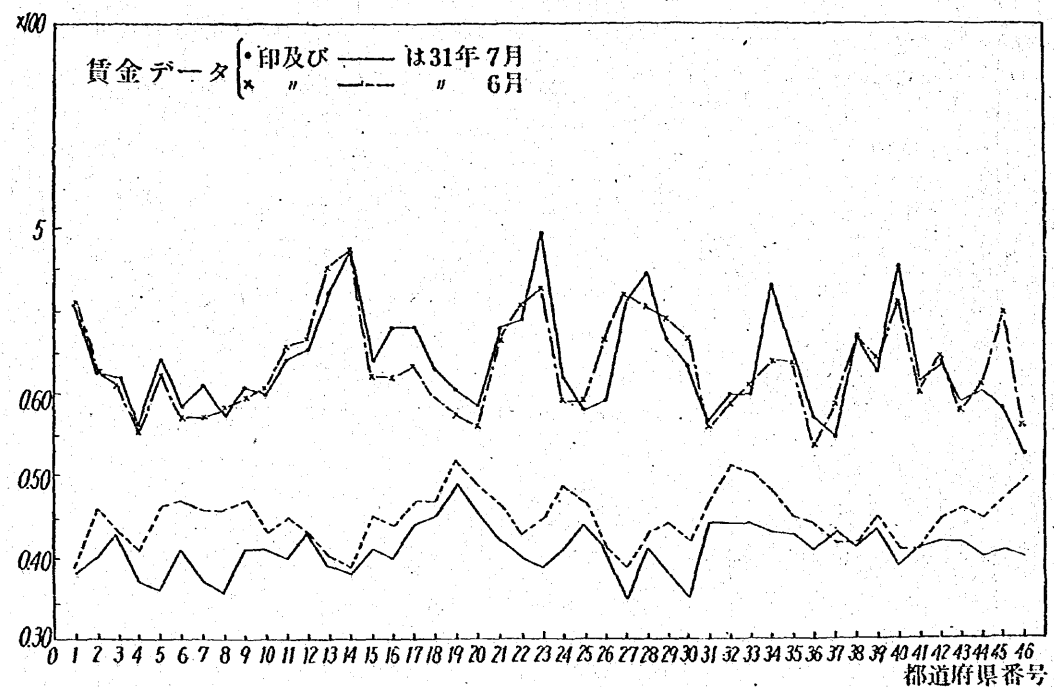
その二は、これら階層の家計群が、市場のどの層の賃金率に強く影響されているかを知るために、賃金統計として、①全産業男子のきままって支給する給与、②全産業女子のきままって支給する給与、③紡績業生産労働者のきままって支給する給与、④全産業日備賃金、⑤製造業日備賃金、の五つと相関せしめたことである。第Ⅸ図では何れも、有業率と賃金統計に明瞭な逆相関関係の存在を示しているが、特に男子および女子のきままって支給する給与との相関が高い。

そこで、これらの相関図を、各収入階層毎に画いた結果が第Ⅸ1.1図である。

第Ⅸ-3図  
紡績業生産労働者

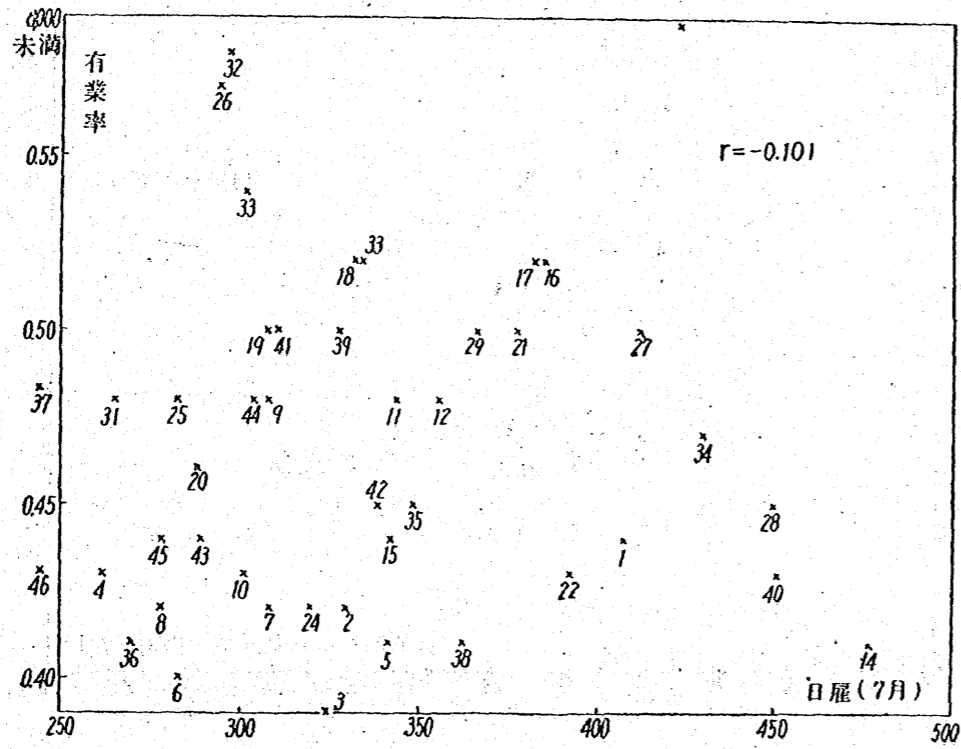


第Ⅸ-4図  
調査産業総数 日備

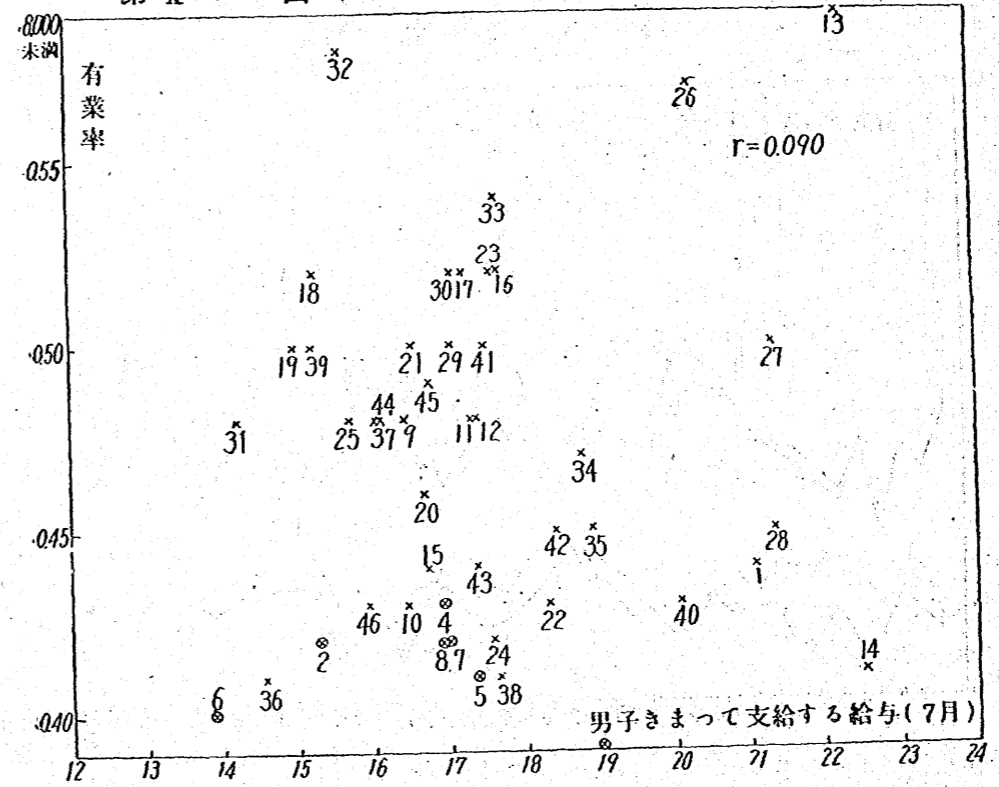




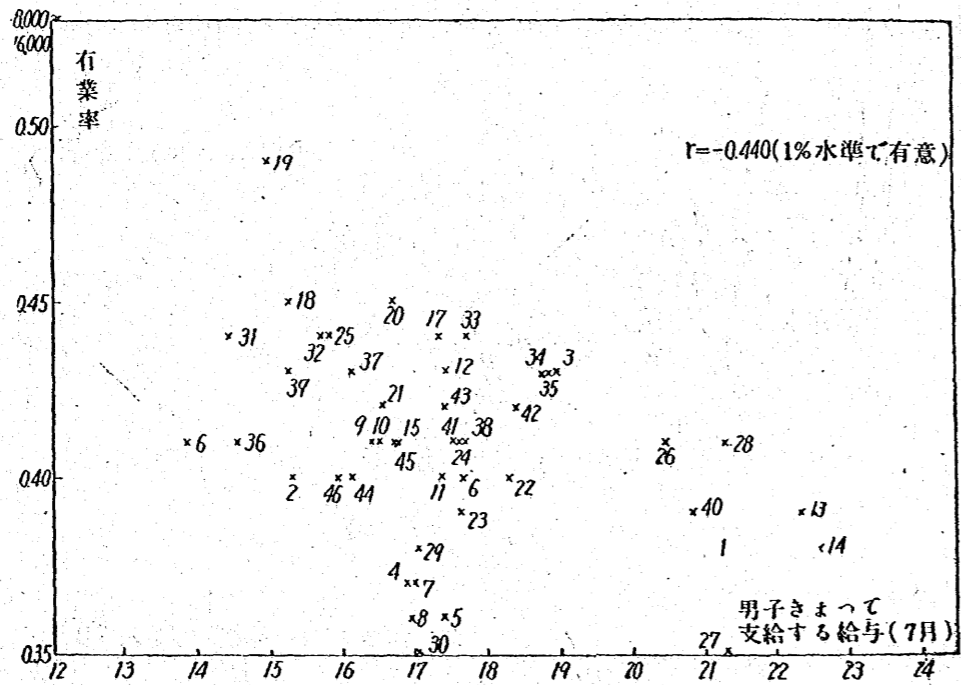
第 X-1.3 図



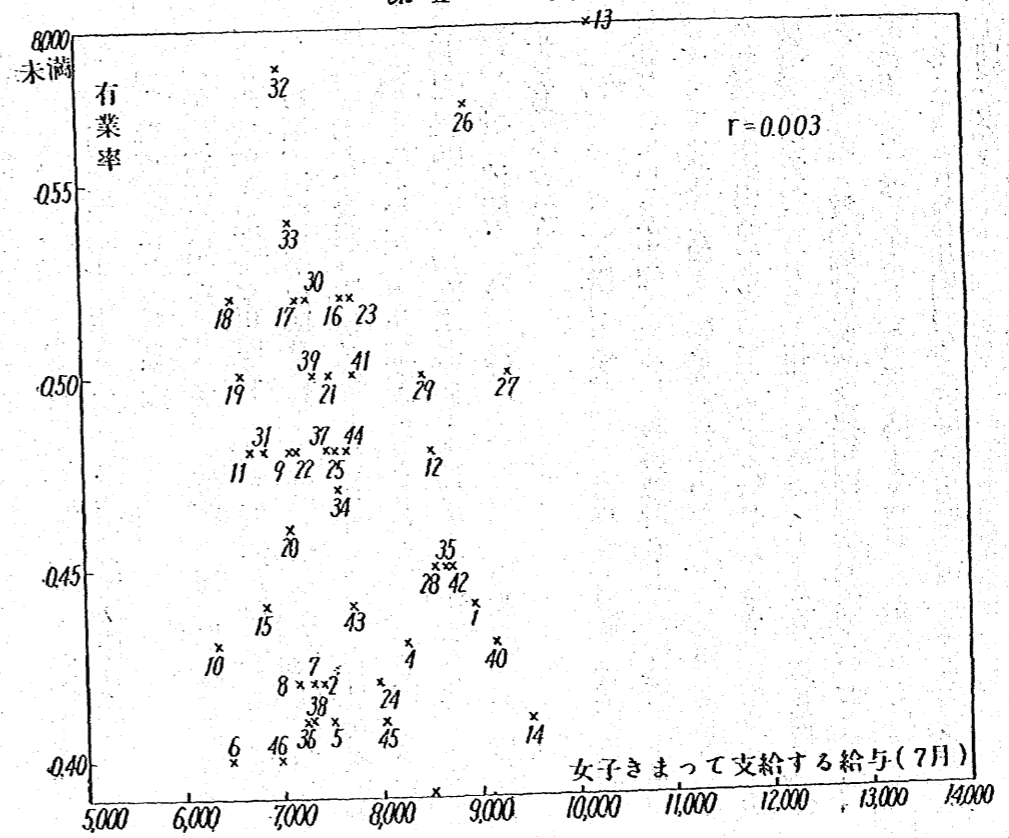
第 X-1.1 図 総収入 8000 円未満非農林業主家計の有業率



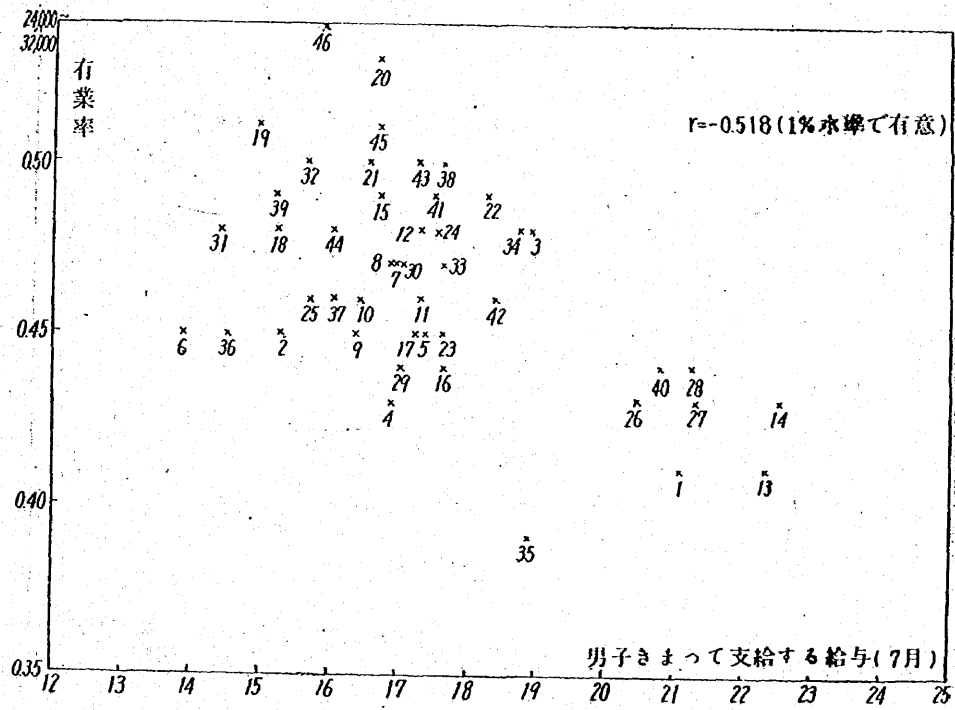
第 X-2 図 総収入 8000 円以上 16000 円未満非農林業自営業主家計の有業率



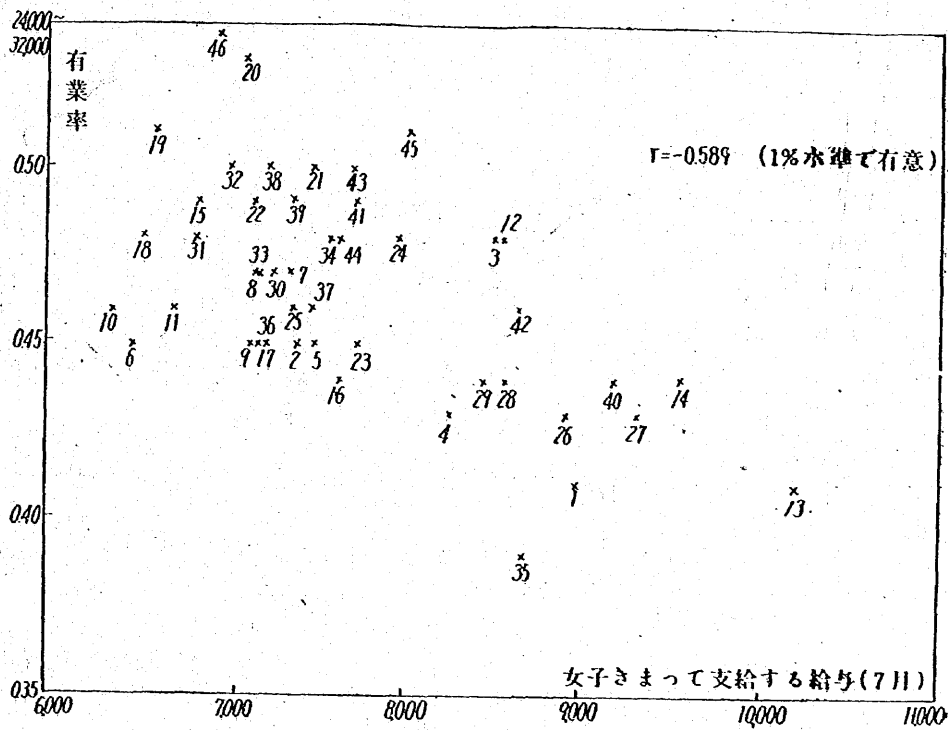
第 X-1.2 図



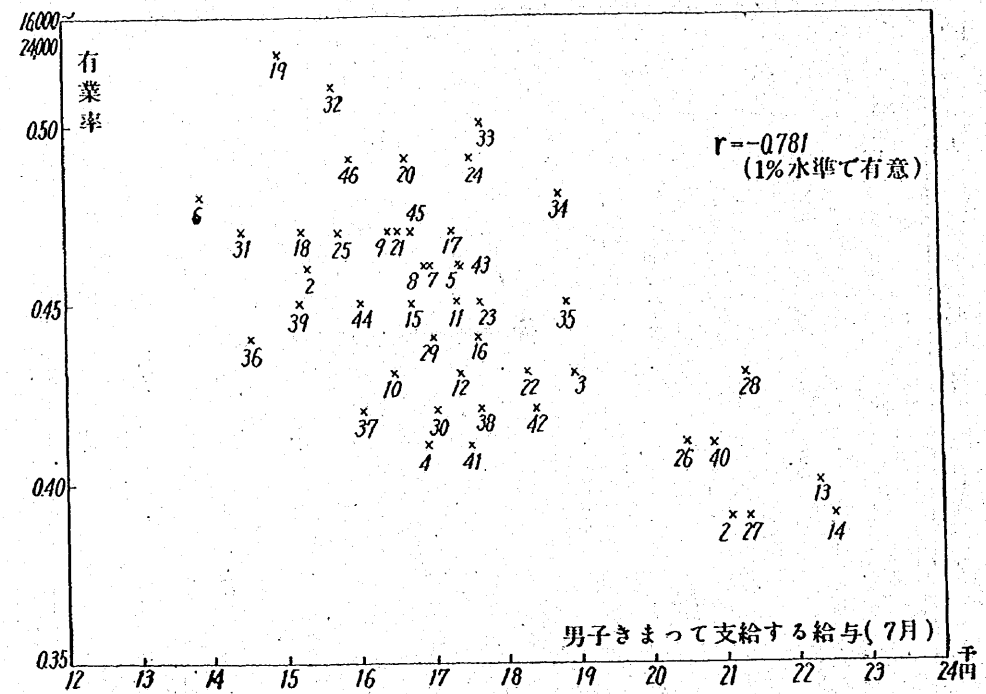
第 X-4.1 図



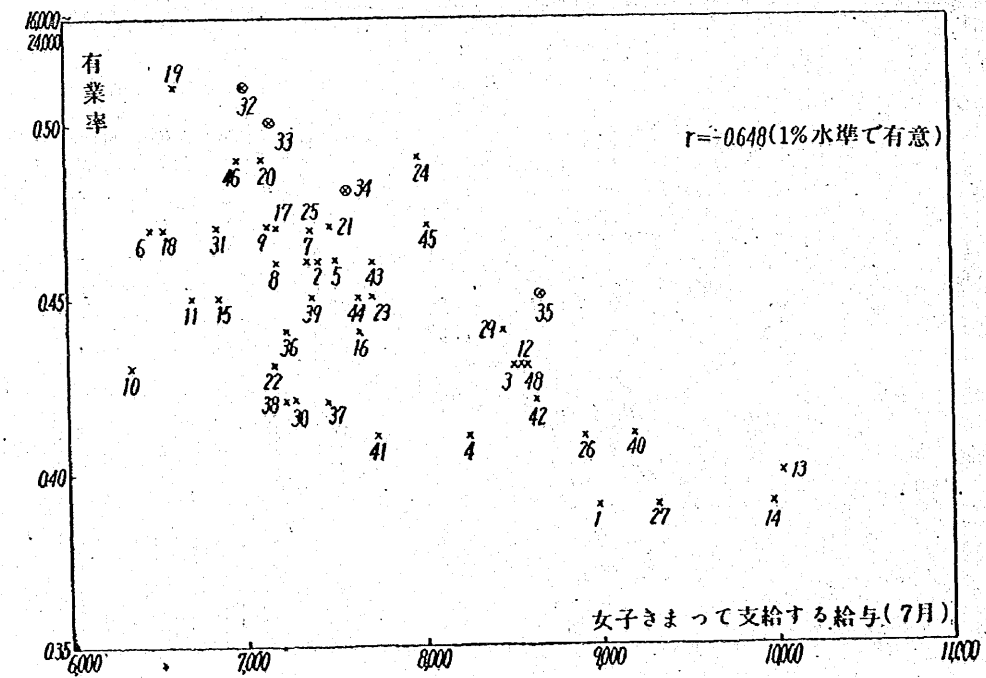
第 X-4.2 図

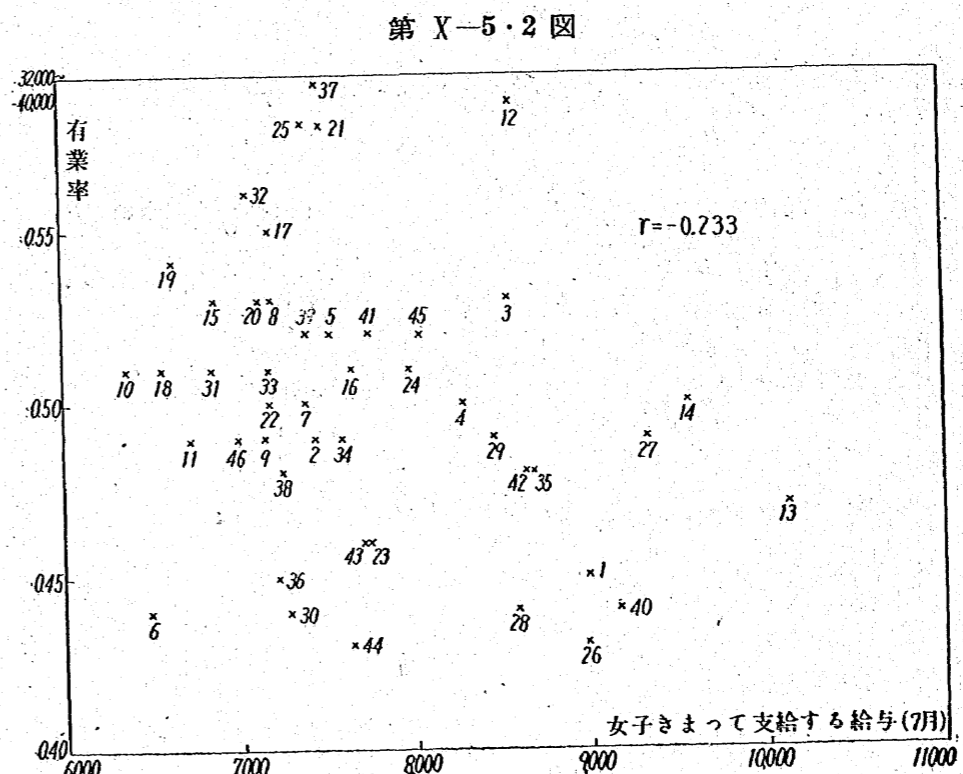
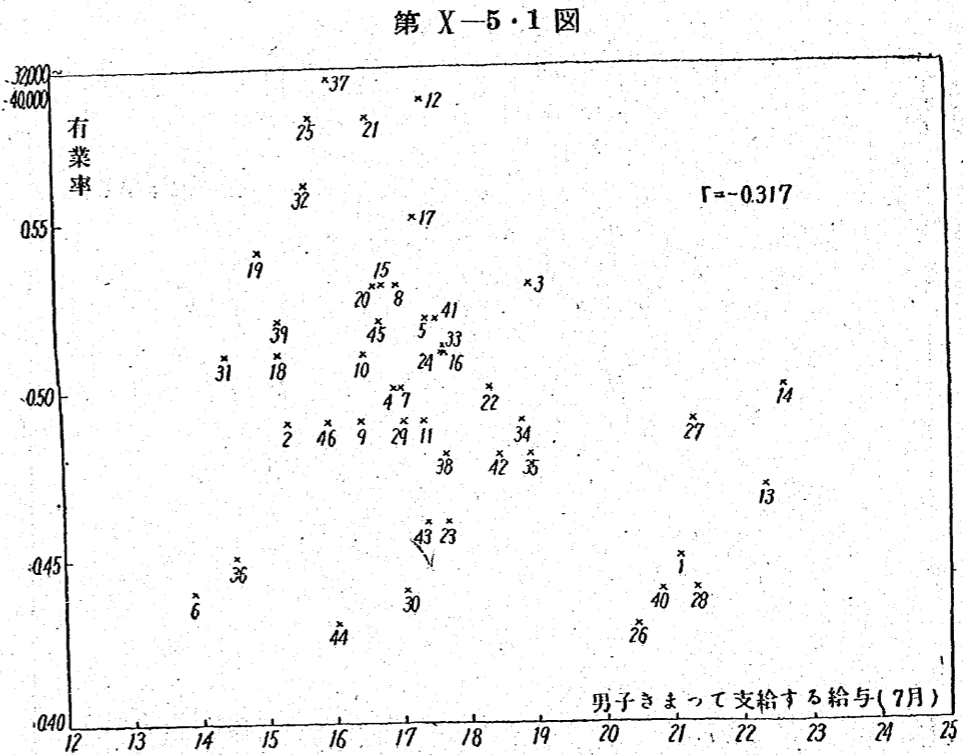


第 X-3.1 図



第 X-3.2 図





(i) 八〇〇〇円未満の収入階層家計については第 X-1.1 から「第 X-1.1.3」図を掲げた。この階層家計の有業率は、どの賃金水準との相関も殆んど零に近い。この階層家計は、業主家計の最下層であり他方賃金統計は、男女子ともに三〇人以上事業所の平均賃金であるから両者の間に直接の代替関係はない。このように考えれば、この八〇〇〇円未満階層家計の動きについては、他の要因を考えなければならぬ。後節でこの階層家計群の変動模型として、雇用労働者の最低層と思われるサービス業女子雇用者の賃金が相関せしめられた。「X-1.1.3」は日傭賃金との相関であるが、これも良好ではない。

(ii) 総収入階層が上昇するにつれて、毎勤統計による市場賃金率との相関は漸次良好となる。特に一六〇〇〇円〜二四〇〇〇円階層では極めて逆相関の度が強い。

第 X-3.1、X-3.2 図によれば、男子のきまって支給する給与において

益悪相関  $r = 0.781$

女子のきまって支給する給与において

益悪相関  $r = 0.648$

と何れも高い係数を示している。

試みに、きまって支給する給与を労働時間で割り、一時間当り賃金率と相関させると、

男子において  $r = -0.685$

賃金変動と就業構造 (一)

と相関度が若干低下する。このことは、有業率の変動が、時間当り賃金率よりも、きまって支給する月額給与水準に影響される度合いが強いことを示している。

(iii) 二四〇〇〇円を越えようと、再び相関が低下していく(第 X-4 図、第 X-5 図参照)。

このことは、総収入の大きい家計は、一般に業主所得も大きいと考えられるが、自家生産力の増大に伴い、外部から労働力を雇用するという、労働需要行為を行なうために、相関が落ちるものと考えられる。

この点については、自家生産力の増大に伴い、外部より低賃金労働を需要し、家族労働の非労働力化が生じると共に、他方、より高い賃金率に応じて一度非労働力化した家族構成員が、再び、外部に雇用されるという二重の行動を行なうものと推論される。自営業主家計がより低い賃金率で外部労働を需要し、自らの家計構成員に対しては、より高い供給価格(賃金率)で外部に雇用されて出るという二重の行動は、われわれの日常経験するところのものと整合的である。

以上の観察にもつき次のようなことがいえる。(i)より八〇〇〇円未満の階層には、何らか他の要因が働いていること。(ii)、(iii)を見ると総収入が増大すると、自家生産に外部からの労働力雇用(需要行動)が実現するので、相関が落ちること。有業率タームの行動に

は、時間当り賃金率より、一ヵ月当り賃金（月收入）が強く作用していること等を観察することができる。

さて、以上の観察は、業主家計における家族従業か家計外雇用かの選択に基づく有業率変動を、市場賃金率との関係においてとらえたものであるが、これらが、前節までの賃金率上昇・有業率減少・家族従業者構成比減少の経験的事実と整合的であり、かつその行動関式を確認するための積極的な統計的検証たりうるものと思われる。

### V 最下限賃金水準の形成過程

——市場均衡による最下限賃金  
決定機構とその統計的確認——

これまでの分析は、雇用市場における賃金率の変動に応じ、家族従業者が流動するというメカニズムを確認することに向けられた。

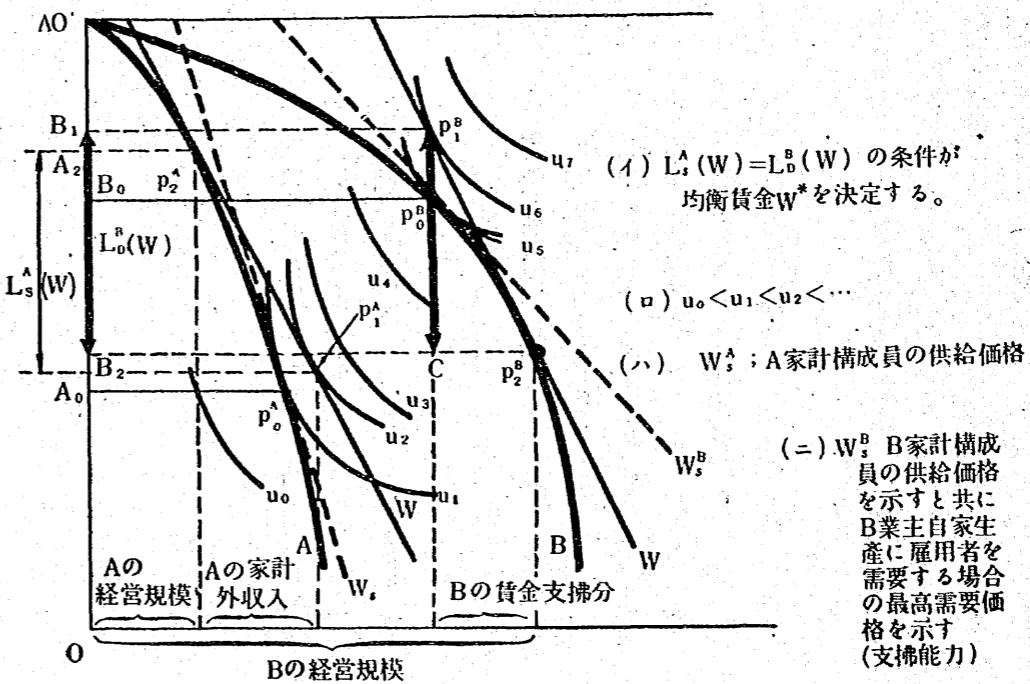
非農業における零細業主群自体の存立と共に彼等の自家労働に従事する家族従業者群は、確かにいわゆる不完全就業の温床を形成している。それでは、賃金格差の最低水準はどのようにして形成されるか。またこのプロセスにおいて末端の零細業主群はいかなる役割を果しているか。

#### (i) 単純化された最下限賃金成立の市場均衡模型

単純化のために市場にA、B、二業主家計のみが存在する場合を考える。

(i) A業主の自家生産力水準は低く、B業主のそれは高いものと

第 XI 図



五四 (五四)

する (W 図の生産力曲線で  $O'A$  と  $O'B$  の位置の相違)。

(ii) A 業主家計構成員の労働の供給価格  $W_s^A$  は B 業主家計構成員のそれ  $W_s^B$  よりも低い。[ 図の波線で示した価格線は  $W_s^A, W_s^B$  を示す。  $O'O$  軸からみて、 $(W_s^A$  の位置)  $\angle$   $(W_s^B$  の位置) ]

Case (1) A 業主家計構成員に、その供給価格  $W_s^A$  水準より低い市場賃金率  $W$  が呈示された場合。彼等はその賃金率  $W$  には応募しないので、生産力曲線が無差別線と接する  $P_0^A$  点で自家労働に従事する。

Case (2)  $W \leq W_s^A$  の場合  
 縦軸  $O'A_0$ ; 自家労働従事時間 (業主十家族従業者)  
 横軸  $A_0P_0^A$ ; 自家所得  
 効用指標;  $U_1$

Case (3) A 業主家計構成員に、その労働の供給価格  $W_s^A$  を少しでも上廻る賃金率  $W$  が呈示された場合。

その賃金率  $W$  に応じて自家労働従事者 (家族従業者) から雇用労働者への代替が生じる (雇用市場における労働供給)。この場合、通常労働力の非労働力化 (余暇の増大) 現象が伴う。

Case (4)  $W < W_s^B$  の場合  
 縦軸  $O'A_1$ ; 有業時間 (又は有業率)  
 横軸  $O'A_2$ ; 自家労働従事時間 (業主十家族従業者)  
 縦軸  $A_2A_1$ ; 家計外雇用時間  
 横軸  $A_1P_1^A$ ; A 業主家計総収入  
 縦軸  $A_2P_2^A$ ; 自家生産経営規模  
 効用指標;  $U_2$  水準 ( $U_2 > U_1$ )

賃金変動と就業構造 (一)

Case (3) B 業主が雇用者を雇用しようとする場合、市場賃金率がその最高需要価格 (支払能力水準)  $W_s^B$  を上廻っている場合、B 業主は家族労働のみで自己の生産を続ける。

Case (4) B 業主が雇用者を雇用しようとする場合、市場賃金率  $W$  が、その最高需要価格  $W_s^B$  より低いときには、外部から雇用者を雇用し、経営規模を拡大すると同時に、家族労働を非労働力化するという現象がおこる。

Case (1) から (4) までを組み合わせると、A 業主家計構成員は自己の最低供給価格  $W_s^A$  より高い賃金率に応じて、雇用労働市場へ応募しようとする。その量を  $L_s^A(W)$ ; A 業主家計の応募量とする。一方 B 業主はその最高需要価格  $W_s^B$  より下廻る賃金率  $W$  で

Case (1) から (4) までを組み合わせると、A 業主家計構成員は自己の最低供給価格  $W_s^A$  より高い賃金率に応じて、雇用労働市場へ応募しようとする。その量を  $L_s^A(W)$ ; A 業主家計の応募量とする。一方 B 業主はその最高需要価格  $W_s^B$  より下廻る賃金率  $W$  で

五五 (五五)

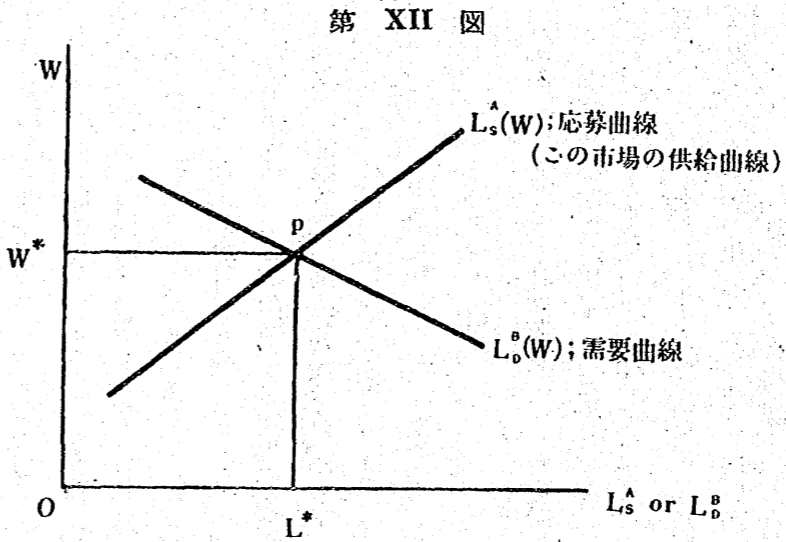
雇用者を雇用しようとする。その量を次のようにあらわす。

$L^B(W)$ ; B業主の供給曲線

図から明らかなく、 $L^A(W)$ はWに対して通増、 $L^B(W)$ は通減するだろう(通常の供給曲線と需要曲線と性質は全く同じである)。

第XII図は通常の市場均衡価格成立過程の図式である。

$L^A(W) = L^B(W)$



なる点で最低均衡価格はW均衡雇用量はL\*に成立する。  
(ii) 最低限賃金に関する現実の市場均衡水準の成立過程  
以下の推論は、低賃金労働者群の大部分が零細企業に雇用されているという経験的事実を基にしている。  
上記市場均衡模型で、最低賃金水準Wに定じて雇用市場に出入する労働力層は

示したものである。簡単化のため、需要側の条件を一定に考え

「零細業主の相対的に多く存在する場合には、賃金の最低限界の水準もまた相対的に小である。」

この帰結は、賃金の最低限界にもまた地域格差があることを示唆している。以下地域別に上記推論の妥当性を検証してみよう。

(D曲線一定)、零細業主規模Aの数が $n_A$ と $n_A(\sqrt{n_A})$ の二地域C、Dを考察する。D地域の方が零細業主数 $n_A$ がC地域より多いから、同一賃金Wに応募する雇用労働供給量はD地域の方が大きい。 $(L^C < L^D)$ 。

このようにして、最低限賃金の均衡水準は、C地域では $W^*$ 、D地域では $W^*$ の水準となるだろう。 $(W^C > W^D)$

かくして「賃金最低限水準にも地域格差が存在する」ということがわかる。上記推論は次のような一つの帰結をもたらす。

ハ 賃金最低限水準の決定と零細自営業主群の変動(統計的確認)  
前節の論議では、零細業主群が相対的に大なる地域では、賃金の最低限もまた低いことが推論された。そこで、業主所得年額四万円未満の業主数を各地域毎にとり、労働市場の大きさをノーマライズ(normalize)するために、全雇用労働者数で割って、次の指標 $\delta$ を作成した。

$$\delta = \frac{\text{非農林業業主数(業主所得4万円未満)}}{\text{全雇用労働者数}} \times 100$$

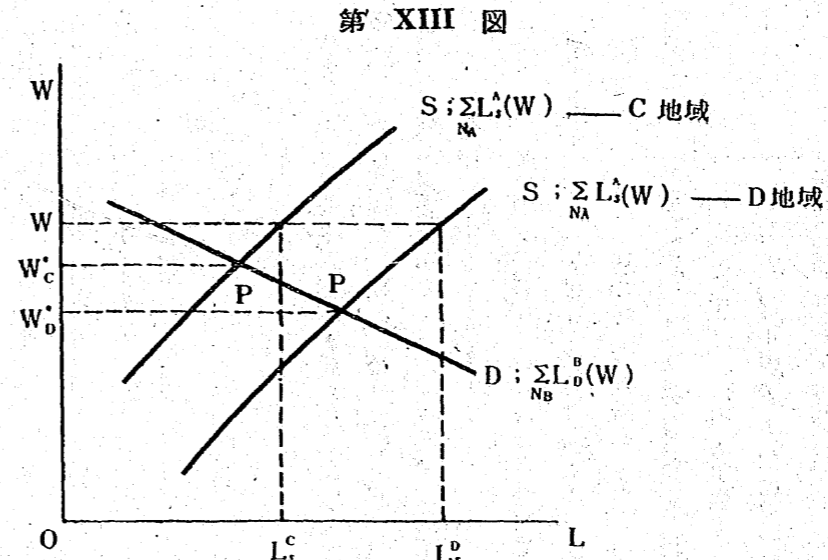
一方、賃金の最低限を、サービス業常用労働者規模一人の女子現金給与と就業構造(一)

申すまでもなく、家族従業者として末端の自家労働に従事するか、あるいは低賃金で雇用されるかの選択において、両者の間を流動する若年あるいは婦女子労働層である。

いま、A業主で代表される零細業主数が $n_A$ であり、B業主で代表される個人業主数が $n_B$ であったとする。均衡価格 $W^*$ は

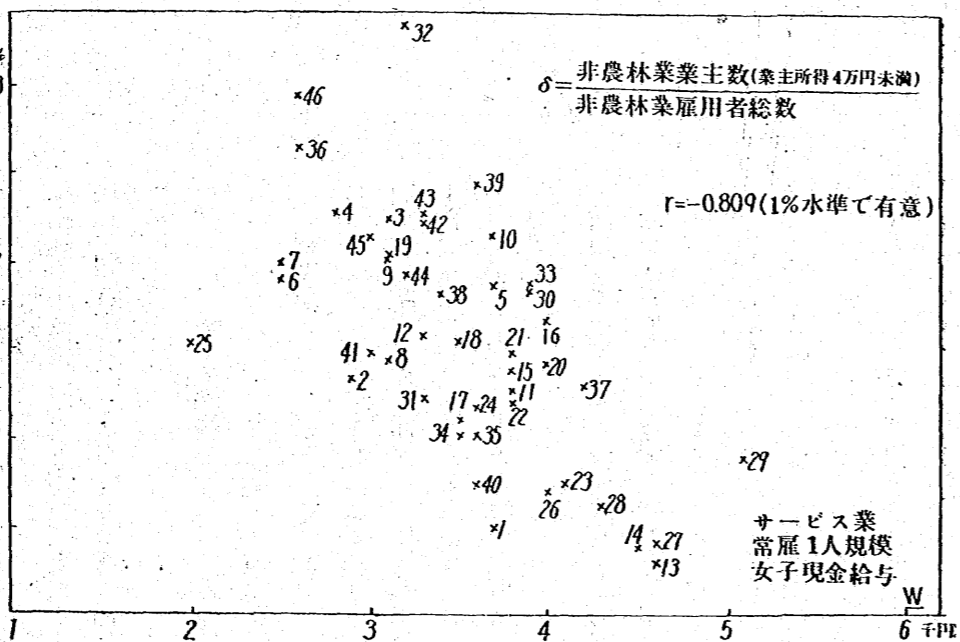
$$(1) \sum_{n_A} L^A(W) = \sum_{n_B} L^B(W)$$

を成立せしめる点で定まるであろう。



(1)式において、最低零細業主Aの数が $n_A$ から $n_A'$ に増えれば当然賃金水準Wに応ずる雇用労働供給量は増加し、均衡価格 $W^*$ の水準は落ちる。第XIII図はこの間の事情を図

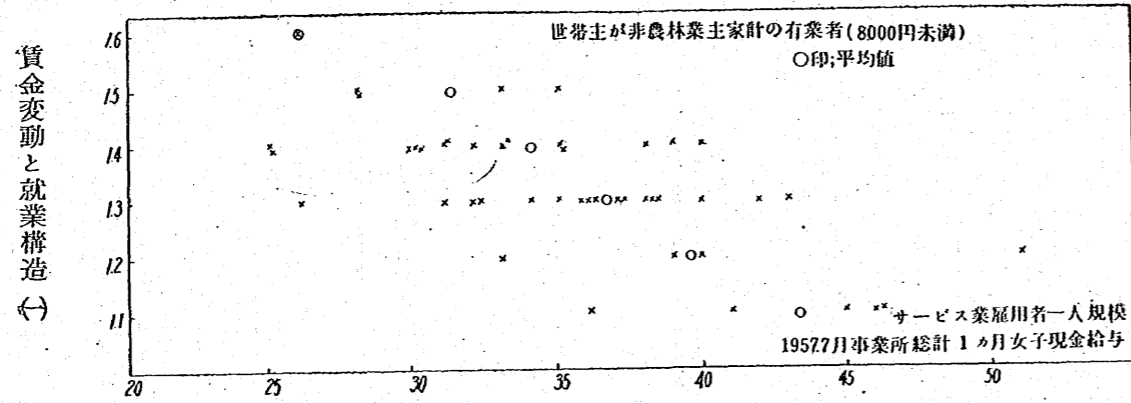
第XIV-1図



金給与でとらえ、これをWとした。  
換言すれば、サービス業女子雇用労働者群の賃金を最低水準とみ

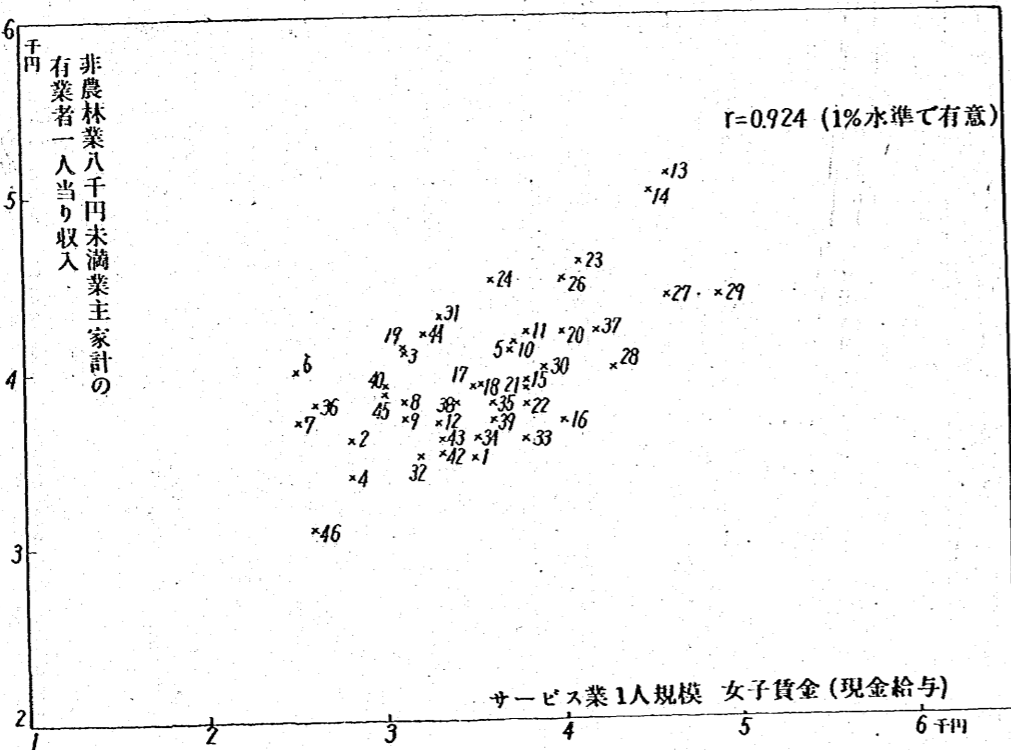


第 XV 図 32 年 3 月就業構造基本調査

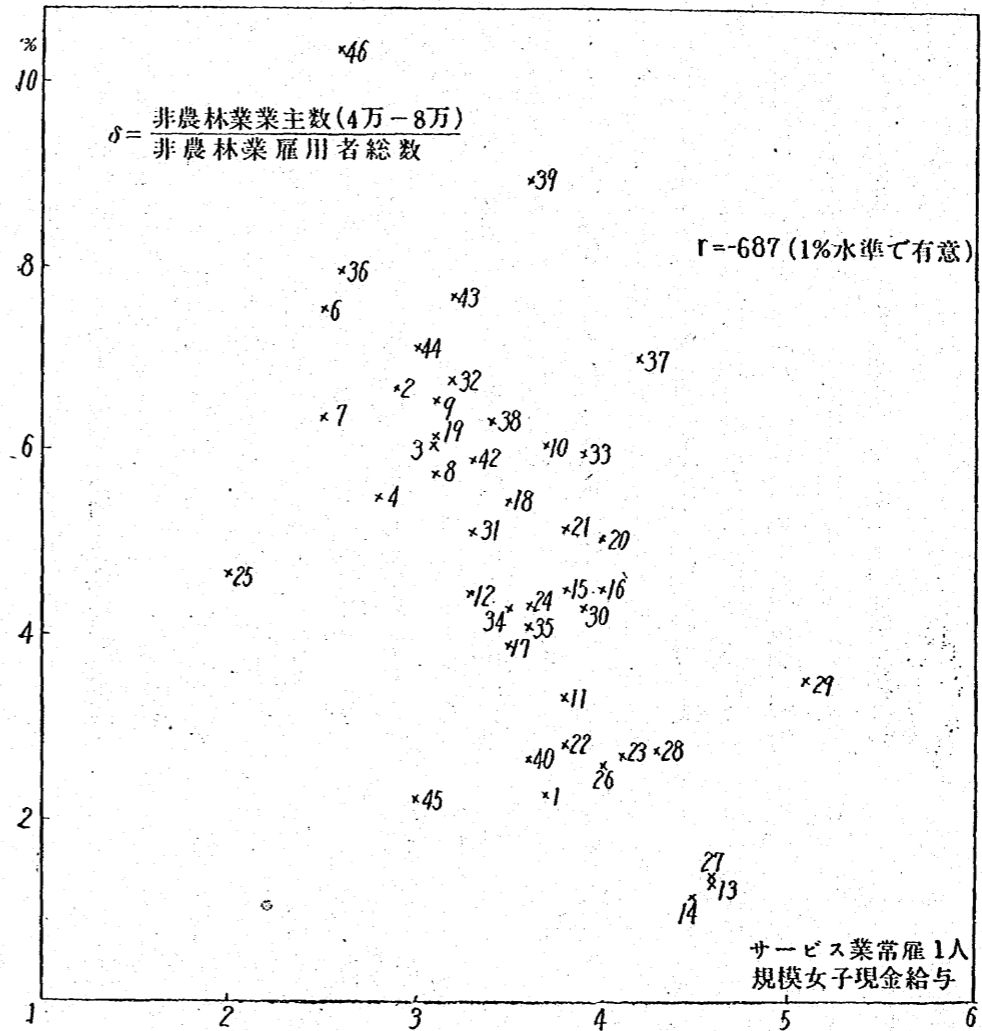


第十二表は八〇〇〇円未満の世帯収入、有業率と右欄にサービス業一人規模現金給与を記載してある。  
 第 XV 図は明らかに右下の形状を示している。女子賃金率の高いところでは、同額総収入八〇〇〇円を獲得するための家計内有業率は低く、賃金水準の低いところでは有業率は高い。このことは、一方において女子賃金の高い地域では、業主所得(経営規模)の相対的に大なる業主群が多いという推論と整合的であり、他方、有業形態としては賃金率の高い地域ほど、被雇用者の比率が大であるという推論を傍証する。

第 XVI 図



第 XIV-2 図



第(XIV-1)図は縦軸に $\delta$ 、横軸にWをとった相関図で、きわめて高い逆相関係数を与えている。このように賃金格差の最低限界水準にも地域的格差が存在するが、各地域の水準は上述の決定機構にもとづいて定まるといふ推論を、統計資料にもとづいて確認し得たものと思われる。  
 試みに、業主所得四万ないし八万の業主数をとって、これをサービス業一人規模女子現金給与と相関をとれば、かなり相関度は悪くなる。このことは、賃金最下限の決定に業主所得四万円未満の業主群の存在が強く影響しているという事実を示すものであると思われる。  
 (二) 最下限賃金水準と零細業主所得水準の関係について  
 前節までで業主家計総収入八〇〇〇円未満の階層では各地域の市場賃金率と有業率の関係がきわめて低い相関度を示すことが知られた。  
 一方この階層の業主群は、賃金最下限グループと代替的関係にあることも前項で確かめられた。そこで、この業主家計の有業率を縦軸にとり、サービス業常用労働者一人規模女子現金給与を横軸にとったものが第 XV 図である。

なし、その決定に零細業者群の労働市場における相対的な数の大きさを相関せしめた。

第(XIV-1)図は縦軸に $\delta$ 、横軸にWをとった相関図で、きわめて高い逆相関係数を与えている。このように賃金格差の最低限界水準にも地域的格差が存在するが、各地域の水準は上述の決定機構にもとづいて定まるといふ推論を、統計資料にもとづいて確認し得たものと思われる。

〔第十二表〕 世帯主が非農林業家計 (世帯収入 8000 円未満)

世帯	人員	有業者	世帯収入 (千円)	一人当り 世帯収入	1人規模現金給与 (サービス業)		
					男	女	
1	13	3.4	1.5	5.2	3.5	6.3	3.7
2	7	3.6	1.5	5.4	3.6	4.0	2.9
3	6	3.5	1.3	5.3	4.1	5.0	3.1
4	9	3.5	1.5	5.1	3.4	3.7	2.8
5	6	3.2	1.3	5.3	4.1	4.8	3.7
6	9	3.5	1.4	5.6	4.0	3.2	2.5
7	12	3.3	1.4	5.2	3.7	3.9	2.5
8	11	3.3	1.4	5.3	3.8	5.0	3.1
9	10	2.9	1.4	5.2	3.7	4.6	3.1
10	12	3.0	1.3	5.3	4.1	4.6	3.7
11	8	2.7	1.3	5.4	4.2	4.8	3.8
12	11	2.9	1.4	5.2	3.7	4.4	3.3
13	20	1.8	1.1	5.6	5.1	6.0	4.6
14	6	2.7	1.1	5.5	5.0	6.0	4.5
15	12	3.2	1.4	5.4	3.9	5.2	3.8
16	5	2.7	1.4	5.2	3.7	5.5	4.0
17	3	2.5	1.3	5.1	3.9	5.0	3.5
18	4	2.7	1.4	5.5	3.9	4.9	3.5
19	5	3.1	1.3	5.3	4.1	4.1	3.1
20	9	2.8	1.3	5.4	4.2	5.9	4.0
21	9	2.6	1.3	5.1	3.9	4.8	3.8
22	9	3.0	1.3	5.0	3.8	4.8	3.8
23	15	2.1	1.1	5.1	4.6	5.4	4.1
24	7	2.6	1.1	5.0	4.5	5.0	3.6
25	5	2.9	1.4	5.5	3.9	2.9	2.0
26	9	2.1	1.2	5.1	4.3	5.4	4.0
27	12	2.2	1.1	4.9	4.4	6.4	4.6
28	14	2.9	1.3	5.2	4.0	6.3	4.3
29	3	2.4	1.2	5.2	4.4	6.2	5.1
30	6	2.3	1.2	4.8	4.0	4.8	3.9
31	4	2.5	1.4	5.1	4.3	4.4	3.3
32	8	2.4	1.4	4.9	3.5	4.7	3.2
33	11	2.6	1.4	4.8	3.4	5.5	3.9
34	10	3.0	1.3	5.1	3.6	5.2	3.5
35	7	2.9	1.3	5.0	3.8	5.1	3.6
36	7	3.2	1.3	5.0	3.8	3.5	2.6
37	7	2.7	1.3	5.4	4.2	5.8	4.2
38	11	3.2	1.3	5.0	3.8	4.7	3.4
39	7	2.6	1.3	4.8	3.7	4.8	3.6
40	14	3.0	1.3	4.9	3.8	5.0	3.6
41	4	2.8	1.4	5.4	3.9	5.0	3.0
42	15	3.1	1.4	4.9	3.5	4.7	3.3
43	16	3.4	1.5	5.4	3.6	4.1	3.3
44	9	2.7	1.3	5.4	4.2	4.4	3.2
45	9	3.2	1.4	5.2	3.9	4.5	3.0
46	18	3.7	1.6	5.0	3.1	4.0	2.6

六〇 (六〇)

ものである。

実際に、この業主群の一人当り収入額とサービス業一人規模女子賃金を比較すると、四五度線に沿った正の相関図を得る。有業者一人当り収入と女子賃金の水準が、きわめてよく見合っていることは節の最低賃金決定機構を強く支持するものといえよう。

第XVI図において一般に業主家計一人当り収入が、女子現金給与より幾分上廻っているのは、次のように説明される。業主家計では、業主とその他世帯員有業者の平均であるから幾分過大に評価された収入額であること、他方、女子現金給与には、実物給与が含まれていないので、逆に幾分過少に評価されていることの二点によって説明できる。

VI 結 語

これまで零細自営業家計行動に関する計量的分析はほとんどなされなかった。その最大の原因は、自営業家計に関する資料の欠如にあったといつて過言ではない。

けれども、最低賃金制の問題がわが国労働経済の分野に現実登場し、その波及効果の理論的展開と統計的検証が強く要請されている現在、賃金格差の最下限グループの労働力構造と、零細自営業主群および家族従業者群の構造を明らかにすることは、最も重要なことといわねばならない。勤労者家計に関する賃金、雇用構造資料に比して、自営業家計構造資料は、その数において極端に少なく、

賃金変動と就業構造 (一)

またその質的内容において信頼度が少ない。やむなく、行政上の地域別に集計されたクロスセクション資料の使用を余儀なくされた。このように条件の悪い資料の観測ではあったが、そのうちにも多くのシステマティックな動きを洞察することができ、その構造的背景としての家計行動機構の存在を推論することができた。今後の作業としてはより適正にコントロールされた資料にもとづいて、自営業家計行動図式を統計的に確認し、労働力供給構造を明らかにしなければならぬ。そのためには一層の調査と必要資料の整備が強く要望される。

本稿の分析は、零細業主群に従事している家族従業者群の変動を積極的に市場賃金率の変動と関連せしめた点に特徴がある。いいかえれば、市場賃金率の変動は就業構造を変容せしめるということの統計的確認である。最近、労働力調査臨時調査や、就業構造基本調査で、現職種あるいは従業上の地位別に、現就業の継続希望意識の調査が行なわれているが、この意識調査から直ちに家族従業者や零細業主群に関する転用可能労働力を算定するのは危険であると思われ。われわれの分析結果は、もし賃金構造の変革があるならば、就業構造も変動する機構の存在を確認しているからである。意識調査は現行賃金が不変であるとの前提の下に答えられた結果の集計であるにすぎない。

次にわれわれの扱った資料は地域別データであった。当然そこには地域別特性が介在しているといわねばならない。地域別諸特性の

変化をカバーしてなおかつ図表に表われてくる供給機構の変動様相を觀察してきた。もし地域特性についてより厳密なデータコントロールがなされるならば、上記諸結果はより鮮明な動きを示すであろう。

- (8) 経済企画庁経済研究所「景気循環と就業構造」
- (9) 小尾恵一郎「賃金雇用分析の計量的基礎」三田学会雑誌一九五八年八月
- (10) 尾崎 巖「所得—余暇選好場の計測」三田学会雑誌一九五八年七月
- (11) 尾崎 巖「労働供給の変位に関する計量的分析」三田学会雑誌一九五八年報
- (12) 慶大・家計企業行動分析プロジェクト「わが国における就業機構の計量的分析」日本労働協会雑誌 No.2, No.3.

参考文献

(1) P. H. Douglas "The Theory of Wages"

(2) " Long "The Labor Force Under Changing Income and Employment"

(3) 佐々木孝男「労働力率の変動について——我が国完全雇用の意義と対策」

(4) 佐々木孝男「労働市場の概況について——我が国完全雇用の意義と対策」

(5) 並木正吉「農家の人口移動について——我が国完全雇用の意義と対策」

(6) 梅村又次「労働力の構造と失業について——統計研究会労働部会」

(7) 統計研究会労働部会「中小企業における労働と賃金」

資料出所

賃金構造基本調査

(1) 二五年—三三年労働経済の分析(白書)

(2) 二五年度国勢調査

イ 年齢別女子有業率

ロ 家族従業者

ハ 自営業主

(3) 三〇年度国勢調査

イ 年齢別女子有業率

ロ 家族従業者

ハ 自営業主

増減率

(4) 二五年—三三年 労働力調査

(5) 三一年七月 労働力臨時調査

(6) 二五年—三三年 毎月勤労者統計

(7) 三一年七月 就業構造基本調査

(8) 三一年七月 地域別等就業調査結果報告書

(9) 昭和同人会 賃金と雇用(資料篇)

(10) 企画庁研究所 景気循環と就業構造付表

(11) 二五年—三〇年 農家経済調査 農林省

(12) 二五年—三〇年 工業統計表 通産省

(13) 二七、二九、三一年 商業統計表 通産省

(14) 中小企業労働実態調査 労働省

(15) 労働統計年報 労働省